

第2次八頭町総合計画 【後期基本計画】（案）

鳥取県八頭町

令和2年3月（策定予定）

目 次

序章：後期基本計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画期間	
3. 基本方針	
4. 前期基本計画の総括	
5. 町民の意向（住民アンケート結果）	
第1章：基本構想	12
1. 地方創生への取り組み	
2. まちの将来像	
3. 将来像を実現する7つの柱（基本目標）	
4. 主要課題と目指す方向性	
5. 政策体系（施策の大綱）	
第2章：後期基本計画	
1. 住民が主役のまちづくり（協働）	23
(1) 住民参画社会の推進	
(2) 人権尊重のまちづくり	
(3) 男女共同参画の推進	
(4) コミュニティ活動の推進	
(5) 広域行政の推進	
2. やすらぎと生きがいのあるまちづくり（健康・福祉・子育て）	32
(1) 健康づくりの推進	
(2) 高齢者・障がい者福祉の充実	
(3) 生きがいづくりの推進	
(4) 子育て支援の充実	
3. 安心安全な暮らしづくり（交通・防災）	46
(1) 地域情報化の促進	
(2) 道路・交通環境の充実	
(3) 住環境の充実	
(4) 地域防災・防犯体制の推進	
(5) 消費者保護行政の充実	

4. 環境共生のまちづくり（自然と環境保全）	65
(1) 自然環境・景観の保全と活用		
(2) 資源・エネルギー対策の推進		
5. 活力ある産業づくり（産業・観光・雇用）	69
(1) 農林水産業の振興		
(2) 商工業の振興		
(3) 観光の振興		
(4) 連携・交流の推進		
(5) 雇用の促進		
6. こころ豊かな人づくり（教育・文化）	83
(1) 学校教育の充実		
(2) 社会教育の充実		
(3) 生涯スポーツの推進		
(4) 芸術・文化活動の推進		
(5) 文化財の保護・保存		
7. 効率的で効果的な行財政運営	96
(1) 健全で効率的な行財政運営の推進		

参考資料

1. SDGs の 17 の目標	101
2. 用語解説一覧	102

序 章

後期基本計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

本町は、平成27年度から令和元年度にかけて『第2次八頭町総合計画・前期基本計画』に基づき、総合的かつ計画的な町政運営を進めてきました。

この間、少子高齢化に伴う人口減少と社会構造の変化が著しくなり、持続可能な地域社会・経済を確保していくためには、長期的な展望を持ちつつも、時代の変化に的確かつ柔軟に対応しながら町政運営を図っていく必要に迫られています。

このような観点から、今後の社会・経済の流れや国等の政策動向などを的確にとらえつつ、基本構想に掲げる「人が輝き 未来が輝くまち 八頭町」を実現するため、前期基本計画を見直し、「第2次八頭町総合計画・後期基本計画」を策定します。

2. 計画期間

後期基本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
基本構想	第2次総合計画・基本構想（10年）									
基本計画	基本計画（前期：5年）					基本計画（後期：5年）				

●基本構想●

まちの将来像と将来フレームを定め、将来像実現に向けての施策方針と施策体系を示します。

●基本計画●

基本構想の施策方針に基づき、主要施策及び指標を示します。

3. 基本方針

本町の将来像「人が輝き 未来が輝くまち 八頭町～豊かな自然とともに みんなでつくるふれあいのまち～」の実現を図るため、まちづくりの基礎となる7つの基本目標を踏まえ、八頭町ならではの特徴・特色を踏まえ、「強み」を伸ばし、引き続き地域住民との協働により、主要施策を実施することとします。

また、SDGs*の理念に基づき、地域住民がその地域で将来にわたって安全・安心で心豊かに住み続けられるよう、また、定住人口の減少を可能な限り食い止めるとともに、たとえ人口が減少しても持続可能な地域社会を形成するため、引き続き実効性のある取組みを続けていきます。

* 「SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）」

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標。



本町の取組みがSDGsの目指す目標の達成に資するものを、後期基本計画の基本施策別にターゲット別にアイコンで表示し、目標とすることとします。

4. 第2次八頭町総合計画・前期基本計画の総括

八頭町では、平成27年3月に「第2次八頭町総合計画」を策定し、計画期間（平成27年度～令和6年度の10年間）において目指すべき将来像（人が輝き 未来が輝くまち 八頭町）と実現のための課題を明確にするとともに、人口減少対策の施策を組み入れ、将来像を実現する7つの柱（基本目標）を設定し、まちづくりを総合的かつ計画的に進めてまいりました。

この間、最初の5年間（平成27年度～令和元年度）を前期基本計画として、事業計画に盛り込まれていた施策を着実に実施してまいりました。

前期基本計画に盛り込まれていた事業の中で、ハード事業の54事業の内、実施できなかった事業は1事業で、約98%の事業に着手あるいは完了することができました。

また、ソフト事業では185事業の内、実施できなかった事業は4事業で、約98%の事業が実施されるなど、概ね計画に沿ったまちづくりを展開することができました。

特にハード事業では、保育所の統合整備、スクールバスの導入、地域福祉拠点の整備、公共・観光施設へのWi-Fi整備などの事業を実施しました。

ソフト事業では、地域福祉推進計画策定による地域福祉の推進、多様な保育サービスの提供による子育て環境の充実、若桜鉄道の観光列車化等による利用促進、公共施設総合管理計画策定による空き施設の利活用促進など、大きな成果をあげることができました。

人口減少・少子高齢化の現在の状況下で、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、自然環境や歴史・文化等の地域の資源を活かしながら八頭町が将来にわたって発展していくためには、引き続き実効性のある取組みを続ける必要があります。また、定住人口の減少を可能な限りくい止めるとともに、たとえ人口が減少しても持続可能な地域社会を形成する必要があります。

このため、「第2次八頭町総合計画・後期基本計画」を策定し、基本構想で掲げる「人が輝き 未来が輝くまち 八頭町」の実現のため、人口減少・少子高齢化や各地域課題に立ち向かい、八頭町に生まれ、住んで良かったと誇りのもてる町づくりを目指していくことが求められています。

5. 町民の意向

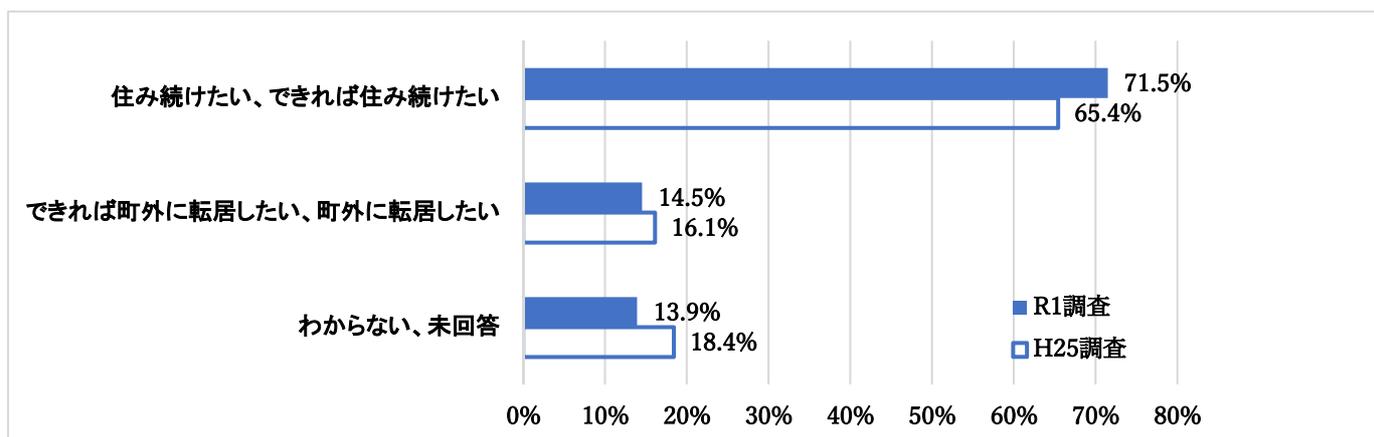
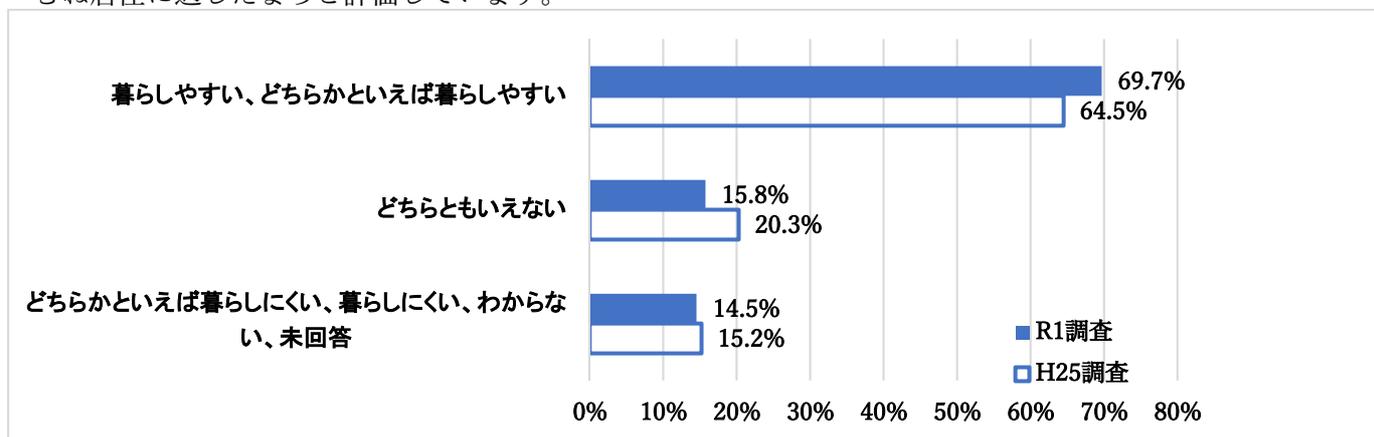
計画策定にあたり、まちづくりに対する町民意識を把握するため、20歳から70歳までの町民500人を対象にアンケート調査（R1）を実施しました。前回調査（H25）との比較を交えつつ、この結果の主な点について掲載し、町民の意向を明らかにします。

(1) 「八頭町の印象」について

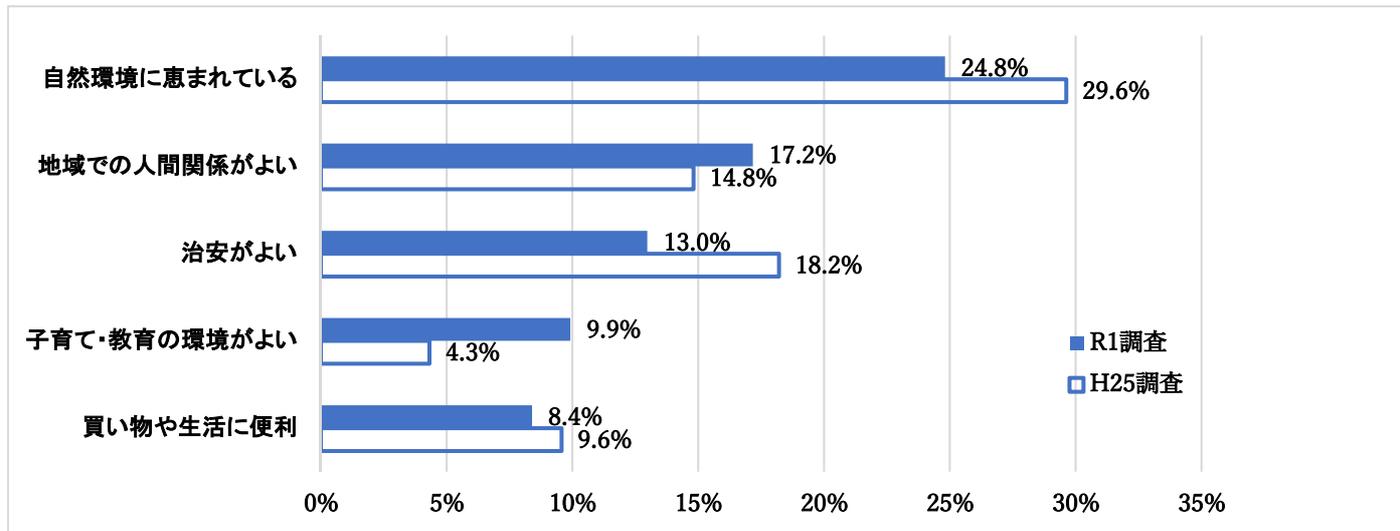
〔総括〕

- 「自然環境」「人間関係」「治安」を評価し、「八頭町に愛着を感じ」、「暮らしやすい」「住み続けたい」と感じている人が大多数を占める一方、「買い物・生活の便」「交通の便」の懸念から、「暮らしにくい」「町外に転居したい」とする人も一定数存在しています。
- H25調査との比較から、「暮らしやすい」、「住み続けたい」は5～6%上昇（約70%）しており、その上昇の背景には、「子育て・教育の環境がよい」の上昇（+5.6%）があると推察されます。
- また、暮らしやすい・住み続けたい理由が、「自然環境」「治安」から、「子育て・教育の環境」「まちのイメージ」を重視する傾向へと変化しつつあることが推察されます。

- 回答者の約70%の方は、八頭町は暮らしやすい、住み続けたいまちと答えられており、おおむね居住に適したまちと評価しています。



●住み続けたい理由の上位は「自然環境」「治安」であるものの、H25 調査時に比べて下がっており、逆に、「子育て・教育環境」が大きく上昇しています。



(2) 「第2次総合計画・前期基本計画」に対する評価について

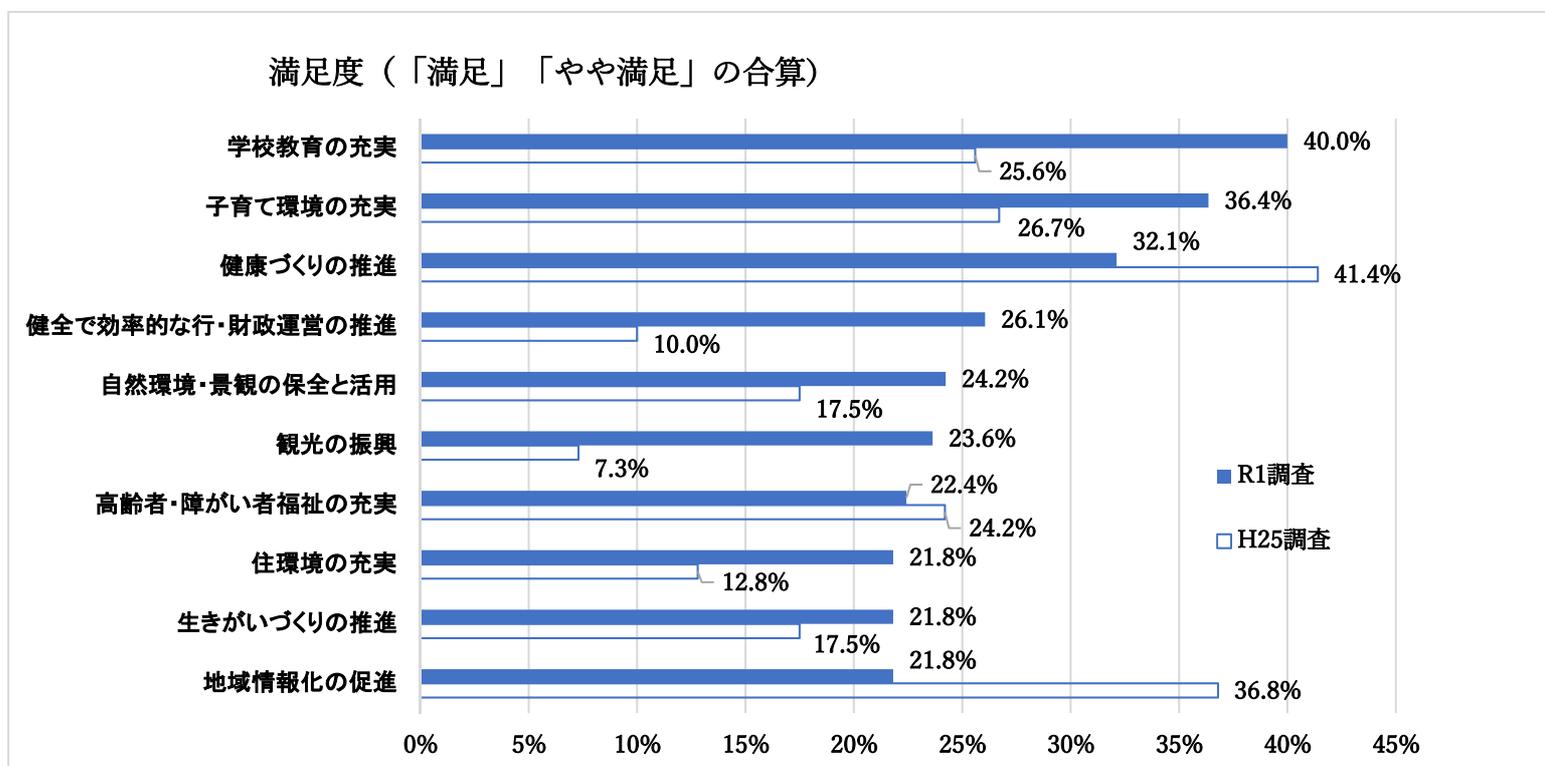
〔総括〕

- 現状評価（満足度）では、「学校教育の充実」が40%と最も高く、前回調査との比較でも、+14.4%と、一定の評価を得たものと推察していますが、今後の重要性でも70.9%と全体で2番目に高く、より一層の行政施策の検討・実施が望まれていると推察されます。
- 逆に、「道路・交通環境の充実」は、不満が27.9%と最も高く、前回調査時よりも、さらに不満度は高く（+8.7%）、今後の重要性は最も高く（72.1%）なっています。
- 前回調査との比較で、近年、施策の重要度が増しているものは、「住環境の充実」（+20.8%）、「地域情報化の促進」（+15.0%）、「自然環境・景観の保全と活用」（+12.5%）で、昨今の地域課題を的確に把握し、ニーズにあった行政施策の検討・実施が期待されています。

ア. 基本施策別の満足度

- 「学校教育の充実」「子育て環境の充実」の施策に対する満足度が高くなっています。
「学校教育の充実」では、少人数学級、スクールバスの運行、ICT教育の充実、また、「子育て環境の充実」では、保育料の軽減、放課後児童クラブの充実、多様な保育サービスの提供が評価されていると推察されます。
- 「健全で効率的な行・財政運営の推進」「観光の振興」の満足度が前回調査と比べ大幅に向上しています。
「健全で効率的な行・財政運営の推進」では、空き施設となる小中学校の活用等が評価されていると推察されます。また、「観光の振興」では、若桜鉄道の観光列車化や郡家駅コミュニティ施設の観光情報発信拠点化、大江ノ郷自然牧場の取組みなどが評価されていると推察されます。
- 「健康づくりの推進」「地域情報化の促進」に関する満足度が低下しています。
「健康づくりの推進」は、健康意識の高まりと、医療体制の充実に対する期待の表れではないかと推察されます。また、「地域情報化の促進」は、高度化する昨今の情報化社会への対応の期待の表れではないかと推察されます。

■基本施策別の満足度（上位10項目）



イ. 基本施策別の不満足度

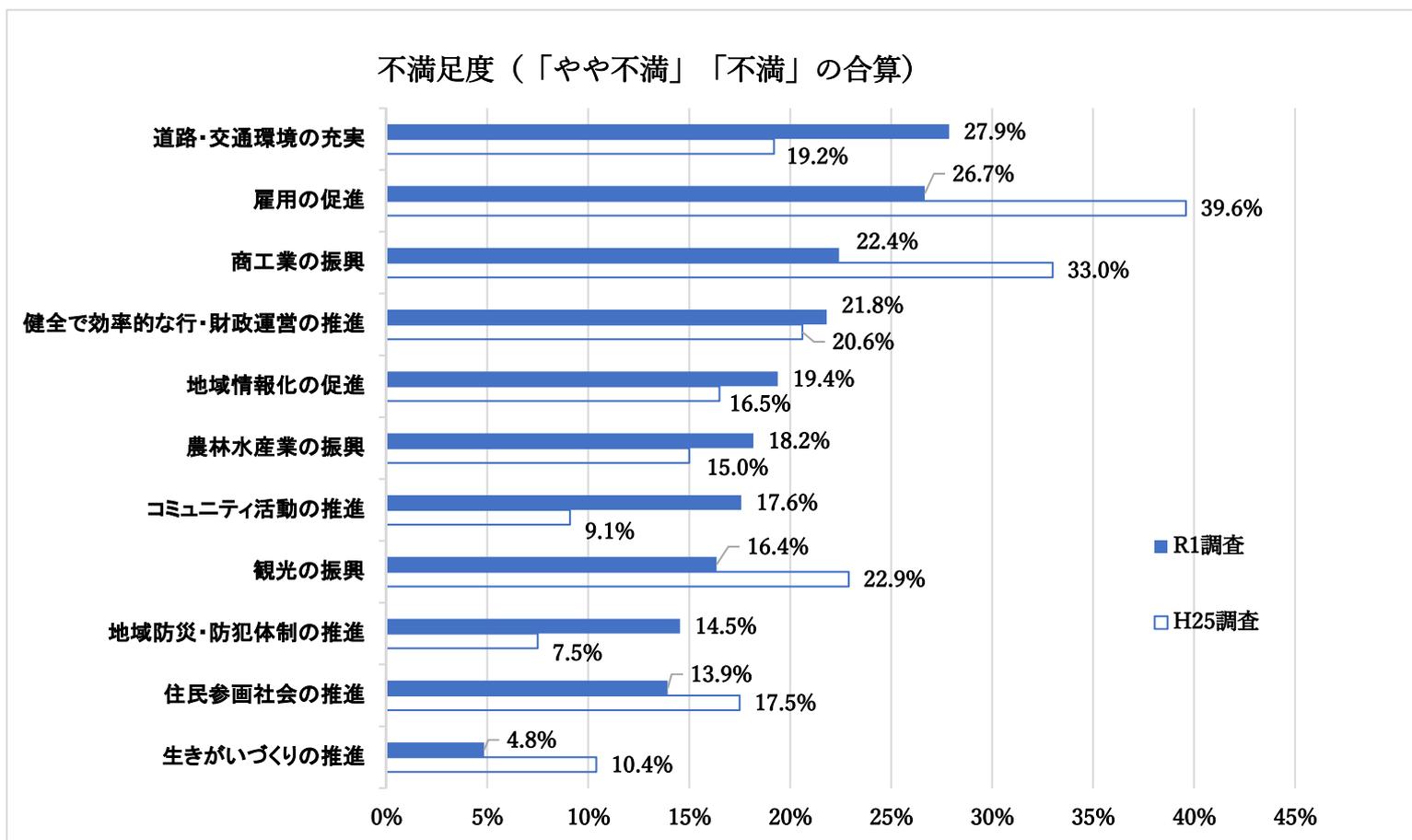
- 「道路・交通環境の充実」への不満足度が高くなっています。

国道29号の渋滞緩和対策、町営バスの運行、タクシー利用助成に対する期待の表れと推察されます。

- 「雇用の促進」「商工業の振興」への不満足度が前回調査に比べ改善されています。

隼ラボのサテライトオフィス入居企業・団体、誘致企業、大江ノ郷自然牧場への雇用や活動に対する評価ではないかと推察されます。

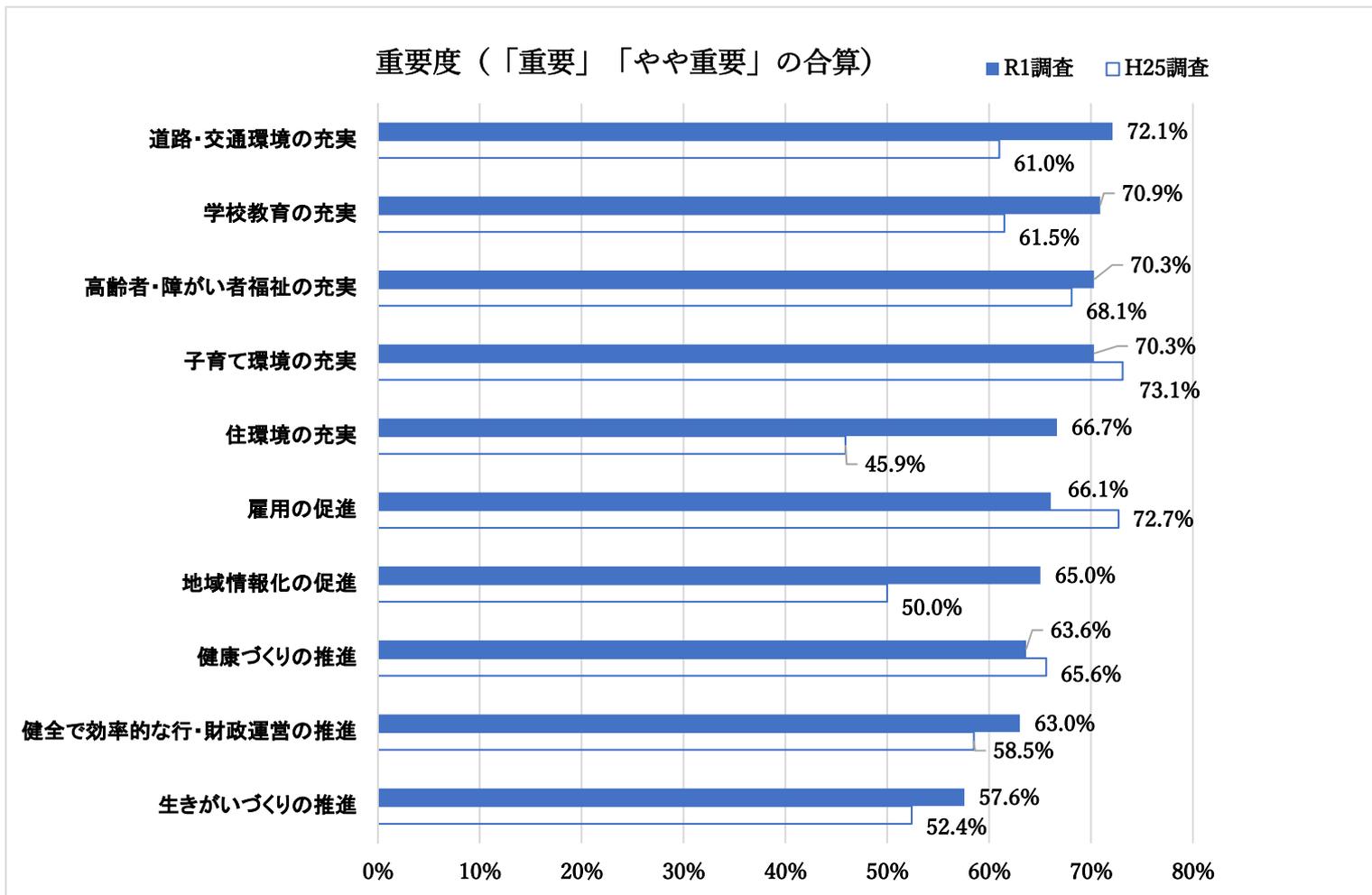
■基本施策別の不満足度（上位10項目）



ウ. 基本施策別の重要度

○「道路・交通環境の充実」「学校教育の充実」「高齢者・障がい者福祉の充実」「子育て環境の充実」が上位となっており、70%を超える重要度となっています。その他の項目でも軒並み高い割合となっていることから、町の行政施策に対する関心や期待の高さが伺えます。

■基本施策別の重要度（上位10項目）



(3) 「人口減少対策」「八頭町の将来像」について

①人口減少に伴う課題

- ・「高齢者の孤立化」が最も多く、続いて「空き家の増加」、「税収減少」、「買い物弱者」といった回答が多い結果となりました。
- ・特に、「空き家の増加」「買い物弱者」が前回調査より増加しており、近年の中山間地の課題が顕在化してきていることが伺えます。

②人口減少の歯止め対策

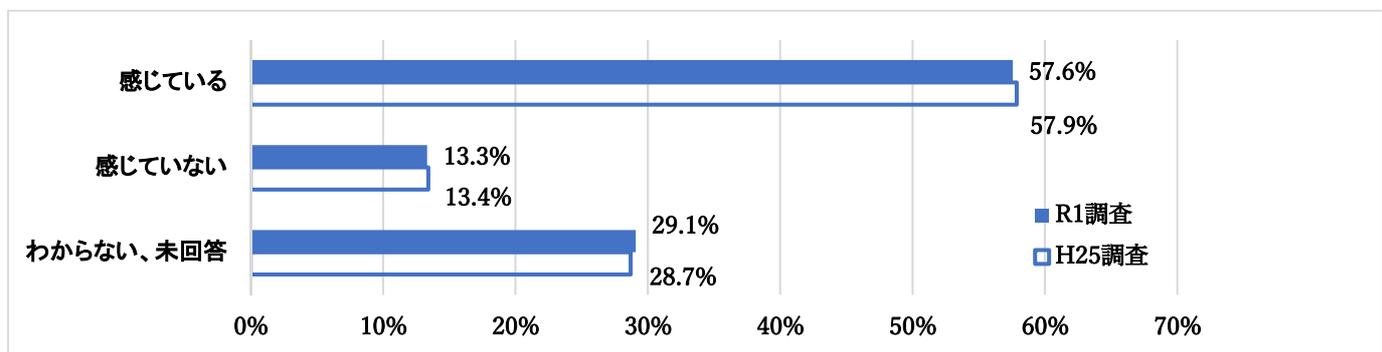
- ・「雇用環境の整備」が最も多く、続いて「子育て支援」、「地域交通の整備」、「商業機能の充実」、「空き家対策」、「住環境の整備」といった回答が多い結果となりました。
- ・中でも、「地域交通の整備」「空き家対策」「住環境の整備」が前回調査より増加しており、これらに関する施策ニーズが高まってきていることが伺えます。

③まちの発展に何を望むのか

- ・「通勤・通学や買い物に便利で生活しやすい、住環境の整ったまち」「子どもを安心して育てられる、教育や子育て環境が充実したまち」が上位を占めました。勤労世代や子育て世代が基本のまちづくりを望まれているようです。
- ・また、近年の自然災害の発生・事件などの影響もあり、「防犯・防災・救急体制などが充実した、安全・安心なまち」のニーズが高まっていると考えられます。

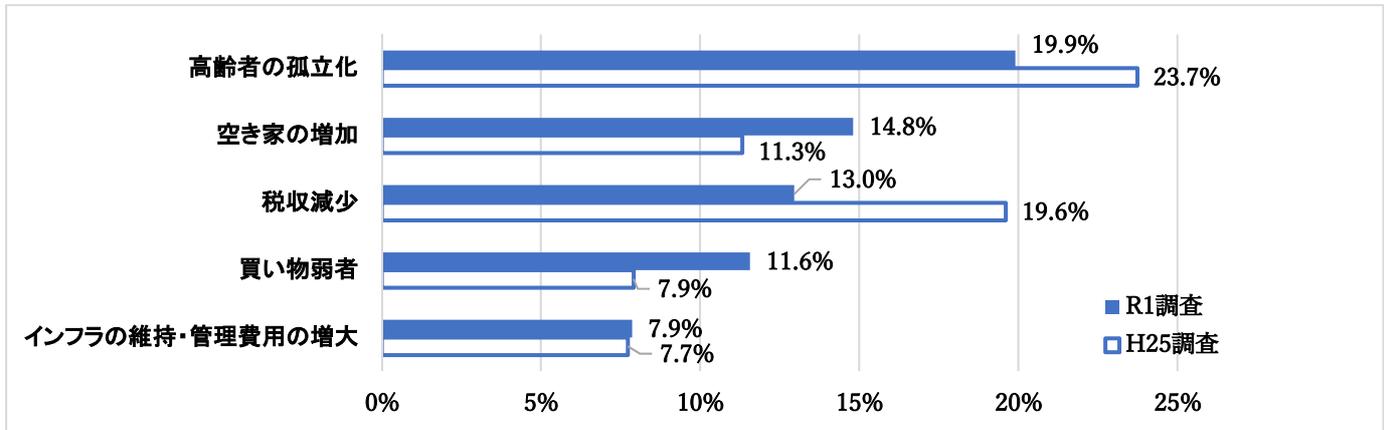
(問) 人口減少下での将来への不安

- 回答者の70%超の方が、人口減少に対して、まちの将来に不安を感じています。



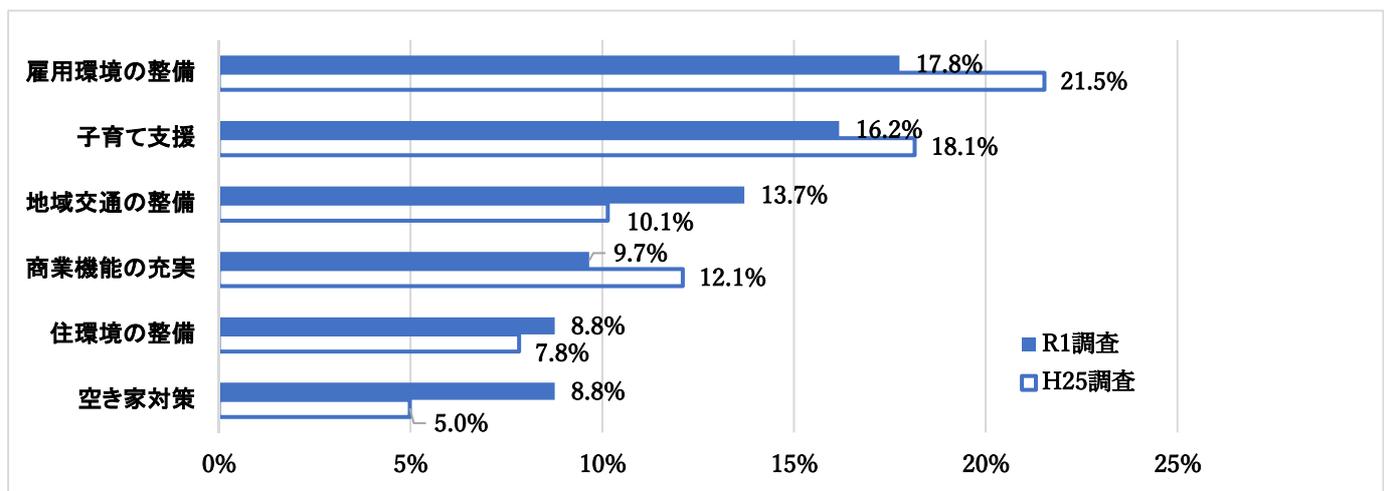
(問) 人口減少下での課題

- 「**税込減少**」「**高齢者の孤立化**」は高い課題認識ではあるものの、前回調査時に比べて、その課題認識は他へ移りつつあるものと推察されます。また、「**空き家の増加**」「**買い物弱者**」が新たな課題として顕在化してきています。



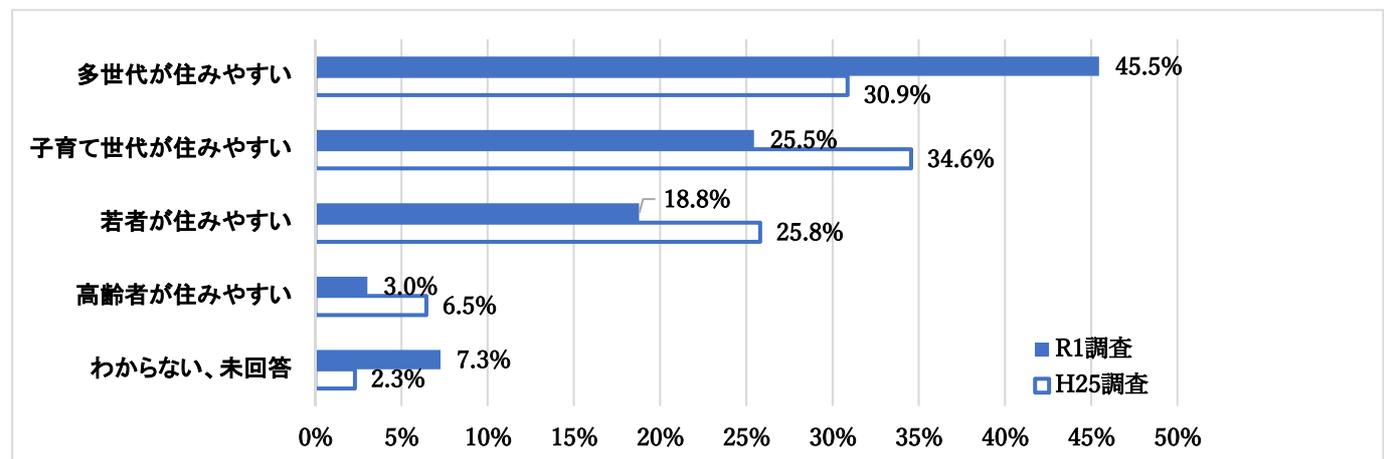
(問) 人口減少下での必要な対策

- 人口減少対策には、「**子育て支援**」「**雇用環境の整備**」が必要との認識は依然高いものの、「**空き家対策**」「**地域交通の整備**」「**住環境の整備**」が必要との認識が高まっています。



(問) 人口減少下での町の様態

- 「**多世代が住みやすい**」まちづくりを半数近くが望んでいる結果となっており、八頭町内の住まいの形態の移り変わり、もしくは願望が推察されます。



第 1 章

基 本 構 想

〔 平成 27(2015)年度 ～ 令和 6 (2024)年度 〕

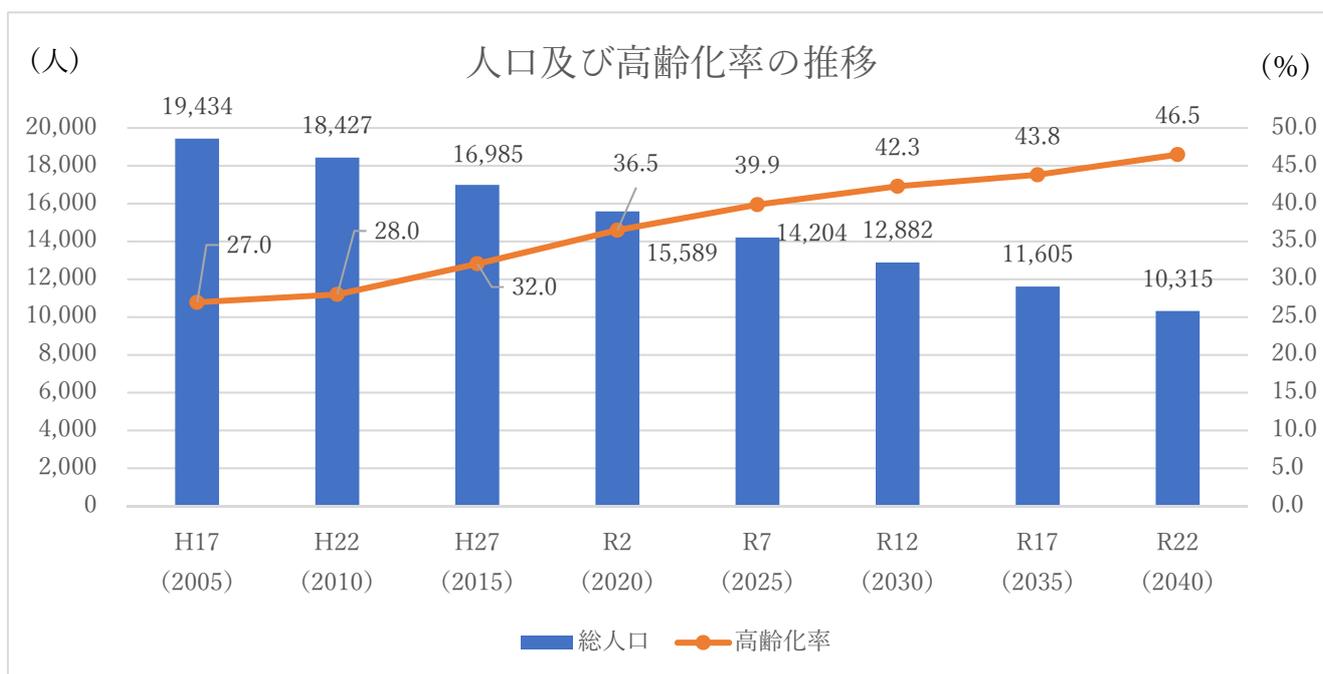
1. 地方創生への取り組み

政策提言機関である「日本創成会議」が、全国の 896 の自治体が消滅可能性都市であることが平成 25 年 5 月に発表されました。これは、20 歳から 39 歳までの若者女性人口の減少率が 5 割を超える自治体を「消滅可能性都市」としたもので、八頭町も該当自治体に入っています。

国では、急速な人口減少に対応するため、「まち・ひと・しごと創生法」などの法案を制定し、50 年後に 1 億人の人口を維持するとした「長期ビジョン」と、5 年間の「総合戦略」を平成 26 年 12 月に策定し、さらに、「第 2 期総合戦略」を令和 2 年 3 月に策定することとし、地方創生への取り組みを行っています。

国の総合戦略では、①地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする ②地方への新しいひとの流れをつくる ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携することの 4 つを基本目標に掲げています。

八頭町としても、人口減少に歯止めをかけ、町の将来像である「人が輝き 未来が輝くまち 八頭町」を目指して、本総合計画を基礎としながら、「八頭町人口ビジョン」及び「第 2 期八頭町総合戦略」を策定し、地方創生を推進していくことが求められています。



※実績値 (H17～H27)：国勢調査

※推計値 (R2～R27)：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 30 年 3 月推計)」

※高齢化率：65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

2. まちの将来像

人が輝き 未来が輝くまち 八頭町

～豊かな自然とともに みんなでつくる ふれあいのまち～

人が輝き 未来が輝く

人づくり、人権の尊重に重きをおき、住民すべてが健やかに、生きがいを持って暮らせるまち、一人ひとりがまちづくりの主役となり、個性が輝く、笑顔あふれるまちを目指します。

また、まちづくりの賑わいの創出、多様な地域との交流など、より広域的な視点でまちづくりを進めることで、無限の可能性を秘めた輝く未来への扉を開きます。

豊かな自然

緑に覆われた山々、野鳥のさえずり、清らかな水の流れ。四季折々によって様々な姿で私たちを魅了してくれる豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、自然と共生する快適な地域づくりを目指します。

みんなでつくる

これからのまちづくりの主役は住民です。住民一人ひとりが主体的な参画のもと、住民と行政の協働により、人それぞれが夢を描き、それを実現することができるまちを創造していきます。

ふれあいのまち

自治組織などによる活動、NPO 法人やボランティア団体などによる活動を支援することで、住民相互のふれあいやきずなが深まるようコミュニティの形成に努め、活力ある地域社会の実現のための住民自治を推進します。

3. 将来像を実現する7つの柱（基本目標）

まちの将来像「ひとが輝き 未来が輝くまち 八頭町」を実現するための、7つの柱を基本目標として位置づけ、それぞれに目的（目指す状態）と目標実現のための手段（基本施策）を設定します。

(1) 住民が主役のまちづくり（協働）

町民が、住民自治に基づく主体的な活動ができる

町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画できる仕組みをつくり、町民相互の触れ合いと連帯感が高まる地域社会を構築します。

（基本施策）

- 住民参画社会の推進
- 人権尊重のまちづくり
- 男女共同参画の推進
- コミュニティ活動の推進
- 広域行政の推進

(2) やすらぎと生きがいのあるまちづくり（健康・福祉・子育て）

町民が、安らぎを感じ生きがいを持って暮らすことができる

子供からお年寄り、障がいのある人など、すべての人がやすらぎを感じられ、いつまでも健康で生きがいの持てるまちづくりを推進します。

（基本施策）

- 健康づくりの推進
- 高齢者・障がい者福祉の充実
- 生きがいづくりの推進
- 子育て支援の充実

(3) 安心安全な暮らしづくり (交通・防災)

町民が、快適で住みやすい環境のもと、安心して安全に暮らすことができる

生活の基盤となる道路等の整備や災害に強いまちづくりなど、町民の皆さんが安心して安全に暮らせる取り組みを積極的に推進します。

(基本施策)

- 地域情報化の促進
- 道路・交通環境の充実
- 住環境の充実
- 地域防災・防犯体制の推進
- 消費者保護行政の充実

(4) 環境共生のまちづくり (自然と環境保全)

循環型社会の形成を推進し、自然と調和したやさしいまちとなる

自然エネルギーの活用やごみの減量化・再資源化等を進めながら、環境教育の推進など、住民意識の高揚に努めます。

(基本施策)

- 自然環境・景観の保全と活用
- 資源・エネルギー対策の推進

(5) 活力ある産業づくり (産業・観光・雇用)

就労者及び事業者の就労環境が向上し、経済的に豊かになる

地域資源を活かした農林業の振興に努めるとともに、既存産業の充実はもとより、企業誘致等により雇用の促進を図ります。

(基本施策)

- 農林水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 連携・交流の推進
- 雇用の促進

(6) 心豊かな人づくり（教育・文化）

町民が、生涯にわたって学び、よりよく生きる

青少年が、明るく、たくましく生きる力を身に付け、郷土を愛する心を育むとともに、幼児から高齢者までがいつでもどこでも学ぶことができるよう、生涯学習活動を推進します。

（基本施策）

- 学校教育の充実
- 社会教育の充実
- 生涯スポーツの推進
- 芸術・文化活動の推進
- 文化財の保護・保存

(7) 効率的で効果的な行財政運営

町民・行政が、まちづくりの課題に効率的、効果的かつ迅速に対応できる

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、透明性の高い行政経営システムの確立を目指すとともに、まちづくりの課題を町民と行政が共有し、互いに役割を果たしながら解決を図っていきます。

（基本施策）

- 健全で効率的な行・財政運営の推進

4. 主要課題と目指す方向

地域の概要と現状及び住民の意向等を踏まえ、以下に示す 6 項目を本町の主要課題として設定します。

(1) 人口減少・少子高齢化社会への対応

人口減少問題は全国的にも大きな課題となっており、本町においては全国の倍近い速度で人口減少が進むと予測されています。中でも、年少人口（14 歳以下）の割合は、15 年後の 2030 年には 10% を下回り、老年人口（65 歳以上）の割合は 40% に近づくと予測されています。これらのことは、福祉や教育を取り巻く環境や地域コミュニティなど様々な方面に影響をもたらすものと考えられ、町はもとより、国・県と連携した取り組みが大きな課題となっています。

【目指す方向】

- ① 子育て環境の充実
- ② 若年層への支援
- ③ 移住・定住促進

(2) 快適な生活環境の創出

地域で安心・安全に生活でき、しかも利便性の高い生活基盤を確保することが定住の重要な要件となります。本町の特性である鳥取市のベッドタウン化を生かす視点に立ち、人々が集う魅力ある市街地の形成をはじめ、居住環境の整備、道路・交通ネットワークの整備、公園等の整備など、便利で秩序のある生活基盤の整備を進めていく必要があります。

【目指す方向】

- ① 道路網の整備・促進
- ② 利便性のある公共交通網の整備
- ③ 高度情報網の活用
- ④ 自然環境・景観の保全
- ⑤ 防災危機管理体制の推進

(3) 立地条件を生かした産業機能の充実

本町の地理的、気候的な特性を生かして、農林水産業の振興を図るとともに、商工業や観光業との具体的な連携と地域資源の効果的な活用による総合的な産業の活性化が必要です。また、既存店舗の持続発展を図るため、住民の生活視点を重視した活力と賑わいのあるまちづくりが必要です。

さらに、鳥取自動車道アクセス道路や国道 29 号の早期改良による利便性向上の可能性を踏まえ、物流システムの整備を検討するとともに、新たな産業の可能性を追求し、「企業誘致」「観光」「交流活動」を促進する中で雇用の場の確保を進める必要があります。

【目指す方向】

- ① 農林水産業の活性化
- ② 農林業等の担い手育成
- ③ 農林水産物を生かした特産品の開発
- ④ 地場産業の掘り起し
- ⑤ 賑わいのある商業の拠点づくり
- ⑥ 商工業の振興と雇用促進
- ⑦ 起業・就業の支援
- ⑧ 観光の振興と交流活動の推進

(4) 人がふれあい、健やかに暮らせる環境の充実

町民だれもが健康で生きがいを持って生き生きと自分らしく暮らしていけるよう、保健・医療・福祉環境の整備を進め、健康づくりに関する各種施策の充実を図るとともに、スポーツを含む生涯学習機会の拡充、住民活動やボランティア活動等の支援などに取り組む必要があります。

【目指す方向】

- ① 健康づくりの推進
- ② 医療体制の強化
- ③ 福祉施策の充実
- ④ 生きがいづくりの推進
- ⑤ 生涯教育・生涯スポーツの推進
- ⑥ コミュニティ活動の活性化と促進

(5) こころ豊かな人を育む教育環境の整備と地域を支える人材の育成

子育て支援や学校教育環境の充実を重視する住民ニーズを踏まえ、子どもたちが明るく元気に学習できるよう学習体制と教育環境を整備していく必要があります。

また、未来を託す子どもたちの健全な育成のため、家庭と地域が連携し人材育成に取り組んでいく必要があります。

【目指す方向】

- ① 教育環境の整備・充実
- ② 青少年の健全育成
- ③ 未来を担う人づくりと地域伝統文化の継承・創造

(6) 行財政改革と協働の推進

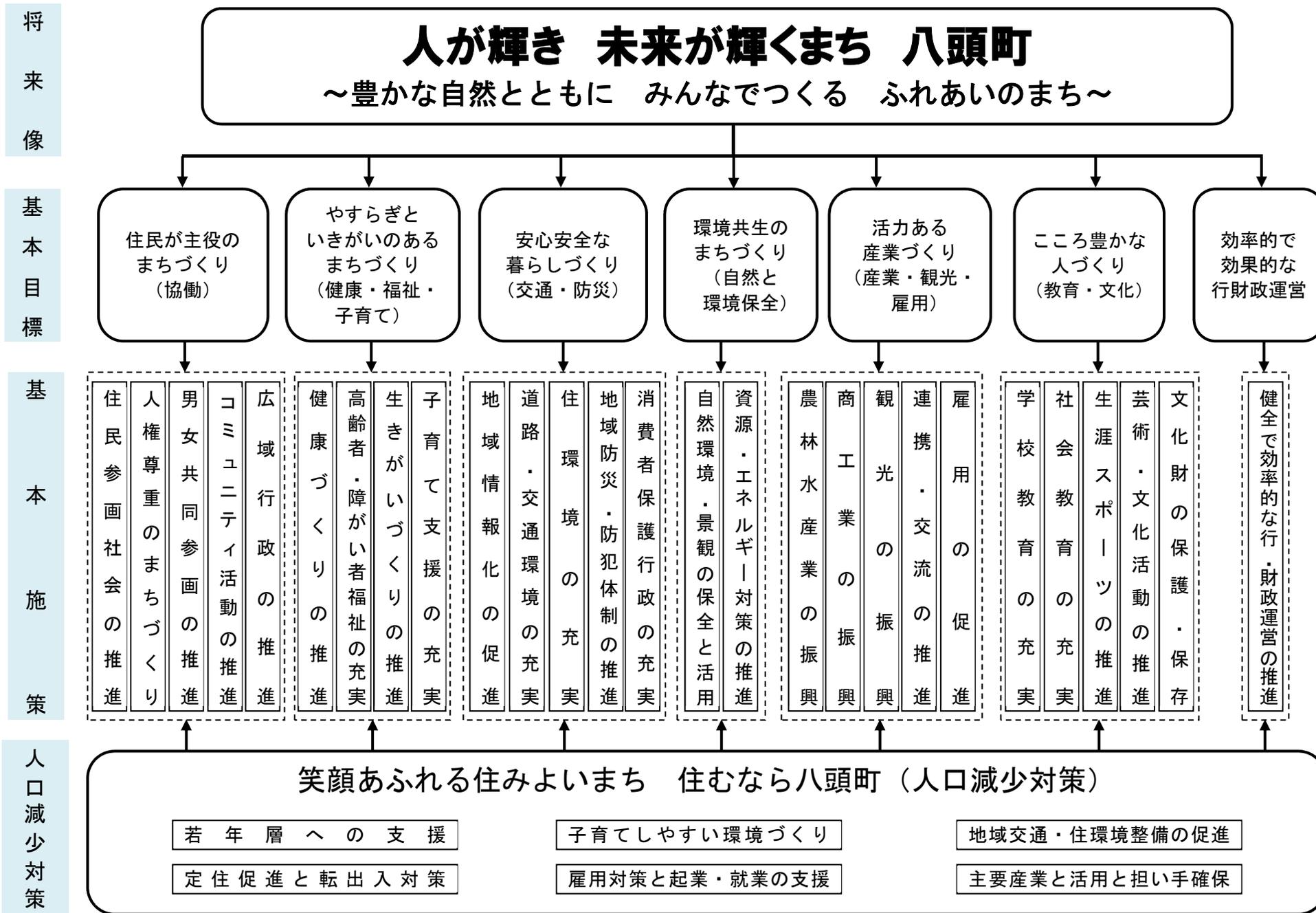
今後、さらに厳しい財政運営が見込まれる中、限られた財源を有効に活用し、住民ニーズに即した施策を自らの責任と判断で決定し、自立したまちを将来にわたって安定的に経営していく必要があります。

このためには、町民と行政との共同体制の確立や新たな時代のコミュニティの育成を図り、協働のまちづくりを推進していくとともに、行政運営のさらなる効率化に向けた行財政改革に積極的に取り組んでいく必要があります。

【目指す方向】

- ① 住民と行政の協働の推進
- ② 多様な住民サービスに応える行政体制の整備
- ③ 効率的な行政運営と安定した財政運営

5. 政策体系（施策の大綱）



第 2 章

後期基本計画

〔 令和 2 (2020)年度 ～ 令和 6 (2024)年度 〕

1. 住民が主役のまちづくり (協働)

(1) 住民参画社会の推進

- ①住民と行政の協働の推進
- ②情報公開の推進
- ③広報の充実

この取組
がその達
成に資す
るSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 本町では、「八頭町自治基本条例」に基づき、町民が主役のまちづくりを実現するため、町民・議会・行政がお互いに情報を共有し、参画と協働によるまちづくりを継続して進めてきました。
- 各種審議会委員の一般公募やパブリックコメント及び行政懇談会等により、町政に対するご意見や地域の課題等、聞き取りを行うとともに、情報公開や広報の充実にも努めてきました。
今後、自治基本条例の趣旨に基づいた住民参加と情報共有を着実に進めるためには、住民参加のための制度の維持・充実と、社会情勢あるいは、地域住民のニーズの変化等を踏まえた見直しを行うことなどが課題となっています。

〔基本方針〕

八頭町自治基本条例に基づき、行政運営に関する住民参加や情報共有の取組みをさらに充実・発展させ、住民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを進めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 住民参加の推進
 - (1) 行政懇談会の実施
 - (2) 村づくり座談会の実施
 - (3) 希望集落での座談会の実施
 - (4) パブリックコメントの実施
- ③ 情報公開の推進・④ 広報の充実
 - (1) 広報「やず」、防災無線、町ホームページ、CATV の活用充実
 - (2) Facebook、Twitter、Instagram、YouTube 等のソーシャルメディアの活用充実

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
広報紙、行政無線、ホームページの活用充実	町	広報媒体の活用をさらに充実
パブリックコメントの推進	町	広報紙、行政無線、ホームページ等を活用
行政懇談会の実施	町	町内 14 箇所での報告・協議の会を実施
村づくり座談会の実施	町	希望集落や各種団体との座談会実施
若者意見の町政への反映	町	地元学校と連携した若者意見の町政への反映、地域課題の研究等
ホームページの充実	町	内容充実、情報公開の推進
広報紙の発行	町	広報の充実
CATV による広報の充実	町	CATV による情報発信の充実
ソーシャルメディアの充実	町	Facebook、Twitter、Instagram 等による情報発信の充実

(2) 人権尊重のまちづくり

① 人権施策と人権教育の推進

この取組
がその達成に資する
SDGs
のゴール



【現状と課題】

- すべての人がお互いの人権を尊重し、平等で住みよい社会を構築していくことは、まちづくりの基本です。本町では、人権意識の高揚をはかり、誰もが住みやすい地域社会の実現をめざし、現在、平成 28 年度に策定した「八頭町人権尊重のまちづくり実施計画」を推進しています。
- 人権教育の推進をはじめ、意識啓発を目的とした学習機会の提供、人権教育リーダーの育成等に努めてきましたが、引き続き、あらゆる差別の解消に向け、家庭、地域、学校、職場などと連携しながら、人権意識の高揚に取り組み、すべての人が互いを尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の形成を目指していく必要があります。

【基本方針】

自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、あらゆる教育、啓発、研修等の場を通じて、町民相互の理解を深めるとともに、確かなものの見方、考え方、そして行動力を培うための学習を重ね、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現を目指します。

【主な施策の展開】

- ① 人権啓発活動の推進
 - (1) 人権問題集落学習会等の開催
 - (2) 人権問題講演会等の開催 (LGBT、パートナーシップ制度の啓発等)
- ② 人権教育リーダーの養成
 - (1) 人権教育啓発推進員の発掘・育成
- ③ 町民意識の実態把握
 - (1) 町民意識調査の実施

【事業計画】

区 分	事業主体	事業概要
人権教育リーダーの養成	町	人権問題講座、人権啓発推進員研修等の開催

町民意識調査の実施	町	調査実施（令和2年度予定）
人権尊重のまちづくり実施計画の策定	町	策定（令和2年度予定）
地域ぐるみの人権教育	町・団体	人権問題学習会等の開催 （LGBT、パートナーシップ制度の啓発等）
人権教育推進事業	町・団体	人権問題講演会、部落解放研究集会等の開催

(3) 男女共同参画の推進

①男女共同参画の推進

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



【現状と課題】

- すべての人がお互いの人権を尊重し、平等で住みよい社会を構築していくことは、まちづくりの基本です。

現在、社会の各方面において女性の活躍が進む中、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現とともに、男女の人権が相互に尊重され、個性と能力を発揮することができる社会づくりが望まれていることから、「第3次八頭町男女共同参画プラン」を推進しています。

- 「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」及び「第3次八頭町男女共同参画プラン」のもと、県内の町村では唯一の「八頭町男女共同参画センター」を中心に、男女平等の意識啓発を目的とした学習機会の提供、男女共同参画リーダーの養成等に努めてきました。引き続き、男女共同参画社会の推進に取り組み、男女が互いを尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の形成を目指していく必要があります。

【基本方針】

男女平等意識のもと、男女がともに互いを尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の形成を図るとともに、男女平等の観点から各種啓発活動や住民相談、地域での担い手の育成などの充実に努めます。

【主な施策の展開】

- ① 各種審議会・委員会等への女性の積極的登用
 - (1) 女性活躍の推進
- ② 男女共同参画の意識啓発（DV根絶、ワーク・ライフ・バランス、多様性の受け入れ等）
 - (1) 男女共同参画フェスティバルの開催
 - (2) 各種セミナーの開催
- ③ 男女共同参画のリーダー養成
- ④ 相談支援の充実

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
男女共同参画プランの改定・推進	町	計画（3次）の推進（H28～） 計画（4次）の策定
男女共同参画リーダー養成	町	男女共同参画を推進するリーダーの養成
男女共同参画フェスティバルの開催	町	男女共同参画の啓発推進
女性活躍のための取り組み推進	町	各種委員等への女性の積極的登用
地域における男女共同参画の推進	町	男女がともに参画できる地域活動づくり の推進

(4) コミュニティ活動の推進

①地域コミュニティの活性化

この取組
がその達成
に資する
SDGs
のゴール



【現状と課題】

- 本町には、現在 131 の行政区があります。集落、自治会、老人会などのコミュニティ活動が行われていますが、ライフスタイルの多様化や単身世帯、高齢者のみの世帯の増加などにより、地域社会における世代を超えた連帯感は希薄化する傾向にあり、老人会、婦人会等の地域組織への加入率の低下とともに、地域コミュニティ活動の維持が難しくなっています。
- 愛着を持って住み続けることができるよう、自治会活動など地域におけるコミュニティ活動への支援を維持・充実させていくことが求められています。また、地域と町との協力・連携による協働のまちづくりを推進し、地域が主体となった多世代の支え合いによる持続可能な地域コミュニティの確立に努めていくことが必要となっています。

【基本方針】

ふれあい豊かな自治会活動や支え合いなど、活力を創り出す協働のまちづくりを通じ、世代を超え安心と愛着を感じることでできる地域コミュニティの活性化に努めます。

【主な施策の展開】

- ① 集落公民館等の整備推進
 - (1) 集落施設の整備費用補助
- ② 地域リーダーの養成
- ③ 魅力ある地域づくりの推進
 - (1) コミュニティ備品への助成
 - (2) 魅力ある地域づくりの取組みへの助成

【事業計画】

区 分	事業主体	事業概要
集落公民館等整備事業	町・集落	集落施設の整備・解体費用補助等
コミュニティ備品助成事業	集落等	宝くじ助成事業を活用した備品等の整備
リーダー養成事業	町	地域リーダーの養成
魅力ある地域づくり推進事業	個人・団体	魅力ある地域づくりの取組みへの助成

(5) 広域行政の推進

① 広域行政の推進



〔現状と課題〕

- 今後の地方行政は、人口減少社会に対する適切な見通しのもと、周辺自治体との広域的な連携により各種課題の解決に努めていく必要があります。
- 県東部1市4町や兵庫県新温泉町及び香美町を加えた近隣市町と連携し、広域的な行政課題の研究や取組みを行ってきました。今後は、広域的な可燃ごみ処理場の整備に加え、地方創生の観点から麒麟のまち（1市6町）による「日本遺産」（麒麟獅子舞のストーリー等）を核とした文化・観光振興や婚活支援等の各種施策を積極的に推進する必要があります。

〔基本方針〕

人口減少社会に対する見通しなど将来変化に即応した行政を着実に進めていくため、近隣市町との協力・連携のもと広域的な行政課題の解決に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 可燃ごみ処理場の整備
- ② 麒麟のまち圏域による文化・観光の振興
- ③ 近隣自治体との連携による婚活イベント

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
可燃ごみ処理場整備事業	東部広域	施設整備
連携中枢都市圏による連携・取組み	町・関係機関	連携中枢都市及び麒麟のまちによる日本遺産の関連事業等の推進
近隣自治体との連携による婚活イベント事業	東部広域・町	男女の出会いの機会等を提供

2. やすらぎと生きがいのある
まちづくり
(健康・福祉・子育て)

(1) 健康づくりの推進

①保健・予防・健康づくりの推進

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 高齢者の増加とともに少子高齢化が加速しています。高齢になっても健やかに過ごすためには、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）の延伸が重要であり、自立した生活が可能となる健康づくりの取組みを進めてきました。
- 更なる健康寿命の延伸を図るためには、健康づくり計画「健康やず 21」や「食育推進計画」のもと、健康教育や健康相談の充実を図るとともに、各種健康診査の受診率の向上など、今後も住民の生涯にわたる健康づくりに向けた支援と合わせ、疾病の重症化対策などに取り組む必要があります。

〔基本方針〕

食生活の改善や運動習慣の定着等の生活習慣の改善による一次予防を強化するとともに、疾病の早期発見、重症化予防に取り組む、健康寿命の延伸に向けた生涯にわたる健康づくりの支援に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 健康維持・増進のための支援
 - (1) 健康やず 21 計画の推進
 - (2) 食育推進計画の推進
 - (3) 健康ポイント制度の創設・実施
 - (4) 健康講座等メニューの充実・啓発
 - (5) 健康づくりの拠点の整備
- ② 疾病予防対策の推進
 - (1) 検診受診率の向上
 - (2) 受診勧奨の強化、広報活動の充実
 - (3) 重症化予防の取り組み
- ③ 組織との連携
 - (1) 健康づくり推進委員会との活動推進
 - (2) 食生活改善推進員協議会との連携強化

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
健康やず 21 の推進	町	事業推進
食育推進計画の推進	町	事業推進
検診受診率の向上	町	受診勧奨の強化、広報活動の充実
組織との連携	町	健康づくり推進委員会との協働 食生活改善推進員協議会との連携強化
健康ポイント制度の実施	町	制度創設、実施
健康づくりの拠点の整備	町・民間	整備、運営

(1) 健康づくりの推進

②医療介護連携の推進

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 高齢化の進展に伴い、医療や介護を受けながら在宅で生活される方が増えていきます。今後も住み慣れた地域で安心して生活をするためには、必要な医療と介護サービスが連携し、高齢になっても在宅生活が続けられる体制の強化が必要です。

〔基本方針〕

在宅医療と介護サービスの一体的な提供を目指し、鳥取県東部医師会内に設置された在宅医療介護連携推進室を中心に在宅医療・介護連携に関する取り組みを進めていきます。

〔主な施策の展開〕

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- ④ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 関係市町村の連携

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
在宅医療・介護連携の推進 ・地域の医療・介護の資源の把握 ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築 ・在宅医療・介護関係者の情報の共有支援 ・在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ・医療・介護関係者の研修 ・地域住民への普及啓発 ・関係市町村の連携	東部地区 医療介護 連携推進 室	東部地区在宅医療介護 連携推進協議会に設置 の課題解決に向けたワー キンググループの活動 多職種研修会の企画・ 開催の推進 ACP（アドバンス・ ケア・プランニング） の普及啓発

* ACP・・・人生の最終段階における医療・介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと。

(2) 高齢者・障がい者福祉の推進

① 高齢者福祉の充実

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 超高齢社会への流れは本町においても確実に進んでおり、総人口に占める65歳以上の人口比率は、国勢調査結果によると、平成7年において21.5%であったものが、平成27年には32.0%（住民基本台帳ベースでは令和元年12月1日時点で34.7%）まで拡大してきました。75歳を超えると認知症を発症する者や介護が必要となる者が増加します。また、人口減少や少子高齢化などにより一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加し、ゴミ出しや掃除などの日常のちょっとした困りごとや、買い物や通院などの移動支援が必要な者がこれまで以上に増加することが予想されます。
- 「第7期介護保険計画」のもと、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメントを含む、高齢者の総合相談窓口として活動を行ってきました。
今後、より一層の高齢化が進む中で、介護サービスの需要はますます増加が予想され、それに対応した介護保険事業の運営が課題となっています。

〔基本方針〕

健康づくりや介護予防・認知症予防、自立支援などにより住民の健康的な生活の維持に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 高齢者福祉の増進
 - (1) 介護予防ケアマネジメントの推進
 - (2) 総合相談窓口の設置
- ② 認知症高齢者の支援
 - (1) 認知症予防の教室・スクリーニングの実施

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
高齢者福祉の増進	町	介護予防ケアマネジメントの推進 総合相談窓口の設置
介護保険事業計画の推進	町	第7期介護保険事業計画の推進 第8期介護保険事業計画の策定
認知症高齢者支援の施策推進	町	認知症予防の教室とスクリーニングの実施

(2) 高齢者・障がい者福祉の推進

②障がい者福祉の充実

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 本町の障がい（児）者は増加傾向にあり、障がい者の高齢化と障がいの重度化、複合化も進行しています。こうした状況に対応し、本町では、障がいへの理解やノーマライゼーションの考え方を普及させるとともに、障がい者の自立を支援する観点から、地域生活や就労の支援に努めてきました。
- 県の推進するあいサポーターの養成を行い、支援の輪を広げる取り組みを行ってきました。また、障がい者の就労機会を確保するなど社会参加の支援や家族の身体的・精神的な負担の軽減にも努めてきました。今後も、障がい（児）者が安心して生活ができる地域づくりのために、日常生活や社会参加を支援するとともに、就労機会の拡充などに努めていく必要があります。

〔基本方針〕

障がいのある人もない人も一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない個人として、お互いに尊重し、理解し、助け合うことができる、共に生きる地域社会の実現を目指します。

〔主な施策の展開〕

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - (1) 相談支援体制の充実
 - (2) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
 - (3) 差別の解消および権利擁護の推進
- ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
 - (1) 在宅サービス等の充実
 - (2) サービスの質の向上
- ③ 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援
 - (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行促進
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援拠点等の整備
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

④ 地域共生社会の実現に向けた取組み

- (1) 医療・福祉分野に精通した人材の育成・確保
- (2) 福祉用具の普及及び身体障がい者補助犬の普及啓発
- (3) 防災・防犯対策等の推進
- (4) 誰もが住みやすいまちづくりの推進
- (5) 文化・芸術活動、スポーツを通じた社会参加の促進
- (6) あいサポート運動の推進

⑤障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

- (1) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等
- (2) 障がい児支援の充実

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
意思疎通支援事業	町・民間	あいサポーター、手話通訳者等の養成支援
相談支援事業	町・民間	障がいのある人の権利擁護のために必要な援助
障がい者世帯の支援	町	障がい者手帳所持者への専門職の訪問
地域生活支援体制等の整備	町	障がい者等の地域での生活を支援する体制の整備
ハートフル駐車場への屋根の設置	町	降雨（雪）時の乗降時間を要する車いす利用者等への対応

(2) 高齢者・障がい者福祉の充実

③地域福祉の充実



〔現状と課題〕

- 住民誰もが、住み慣れた家庭や地域で自分らしくいきいきと暮らし続けることができることがまちづくりの基本です。本町では、年齢や障がいの有無・性別などの違いを超えて、すべての人が認め合い、居場所と役割を持つことができる地域共生社会の実現に向けて、地域に根ざした福祉のまちづくりを進めています。
- 「八頭町地域福祉推進計画」のもと、まちづくり委員会の設立と機能強化、福祉学習プラットフォーム機能の確立、共生型総合相談体制の構築等に取り組んできましたが、引き続き、これらに取り組むとともに、社会福祉協議会や福祉事業所、ボランティア等と連携して、地域に根ざした福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

〔基本方針〕

みんなで支えあい誰もが自分らしくいきいきと幸せに暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

〔主な施策の展開〕

- ① 地域福祉に関する活動への住民の参加促進
 - (1) 未設置地区のまちづくり委員会の設立
 - (2) まちづくり委員会の機能強化
 - (3) ボランティアセンターの機能強化
 - (4) 福祉学習プラットフォーム機能の確立
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進
 - (1) 共生型総合相談体制の構築
 - (2) 権利擁護機能の強化
- ③ 地域における社会福祉事業の健全な発達の推進
 - (1) 福祉事業者間のネットワークと協働の推進
 - (2) 地域共生社会の実現に向けた各種サービスの充実
 - (3) 福祉人材の確保
- ④ 地域資源を活用した持続可能なまちづくりの推進
 - (1) 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援
 - (2) 移住定住・就労環境の整備

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
地域福祉活動拠点の整備	町	公有の遊休施設等の改修または新築、配車等による機能強化
福祉学習プラットフォームの設置推進	町	当事者の参画と支援実践による福祉学習プログラムの創出
地区総合相談窓口の設置	町	まちづくり委員会に地区総合相談窓口を設置し、福祉相談支援センター等と連携
権利擁護センターの設置	町・民間	権利擁護センターの設置、法人後見受任体制構築の支援、市民後見人の育成
多様な就労・社会参加の場づくり	町・企業	農福連携による働く場、居場所づくり クールシェア、ウォームシェア等

(3) 生きがいつくりの推進

① 生きがいつくりの推進

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 超高齢社会への流れは本町においても確実に進んでおり、総人口に占める65歳以上の人口比率は、国勢調査結果によると、平成7年において21.5%であったものが、平成27年には32.0%（住民基本台帳ベースでは令和元年12月1日時点で34.7%）まで拡大してきました。このような状況を見据え、本町では、誰もが健康を維持しながら、住み慣れた地域で生活し、さらには地域社会の一員として活躍できるよう各種の支援に努めてきました。
- シニア世代の活躍する場であるシルバー人材センターの運営支援や、生きがいつくりと社会参加の場である老人クラブ等の活動支援に努めてきました。今後も地域で誰もが健康に活躍できる施策を進めていくとともに、支え愛マップの作成等により、地域コミュニティの強化と高齢者の地域生活の充実を図っていく必要があります。

〔基本方針〕

就労やボランティア活動、世代間交流などの地域活動への積極的な参加を促すことによりシニア世代の活躍を支援し、生きがいつくりを推進します。

〔主な施策の展開〕

- ① 高齢者が活躍できる地域社会の形成
 - (1) シルバー人材センターの運営支援
 - (2) 老人クラブ等の活動支援
 - (3) 支え愛マップの作成

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
シルバー人材センター事業	民間	運営支援
高齢者社会参加促進	民間	老人クラブ等の活動支援
支え愛マップの作成	町・集落	地域コミュニティの強化と高齢者の地域生活の充実

この取組がその達成に資する SDGs のゴール

(4) 子育て支援の充実

① 子育て環境の充実



〔現状と課題〕

- 本町では、共働き家庭、ひとり親家庭、核家族などにより、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、それが子育てを難しくするひとつの要因となっています。このような状況を踏まえ、本町では、育児不安や負担に配慮し、安心して子どもを育てることができる環境づくりに努めてきました。
- 保育所の適正配置・施設整備や、「八頭町子ども・子育て支援事業計画」に基づく、子育て支援センターやファミリーサポートセンターの子どもの居場所・拠点づくりのほか、子育てに係る経済的負担の軽減や、多様な保育ニーズへの対応などに努めてきました。引き続き、子育て支援と児童福祉のための施策を維持・充実させていくとともに、家庭保育の推進などに取り組んでいくことが課題となっています。

〔基本方針〕

子育て世代に選ばれる地域を目指し、仕事を持ちながら子育てできる環境の整備、多様化する保育ニーズへの対応、子どもの育成環境の確保など、子育て世代のための各種支援と情報提供に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 多様な保育サービスの充実
 - (1) 乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時保育、病後児保育、土曜日午後保育等
 - (2) 子育て応援ガイドの発行と周知
 - (3) ICT 活用による情報発信・手続き支援
- ② 仕事を持ちながら子育てできる環境の整備
 - (1) 子育て支援センターの整備・充実
 - (2) ファミリーサポートセンターの充実
 - (3) 放課後子ども教室の設置
 - (4) 学童保育の充実
- ③ 子育てに係る経済的負担の軽減
 - (1) 保育料の軽減
 - (2) ベビー・子ども用品のリユース支援の充実

(3) 家事代行サービスの拡充 (4) 家庭的保育の支援・充実 (5) ひとり親家庭の自立支援 ④ 子ども安全安心なまちづくり (1) 公共施設にキッズコーナーの設置 (2) 乳幼児の健康の保持増進 (3) 子どもや親子が遊べる屋内施設の整備

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
多様な保育サービスの充実	町	推進
保育料の軽減	町	検討、推進
多子世帯支援策の充実	町	第2子以降の保育料無料
子育て支援センターの整備・充実	町	推進
ファミリーサポートセンターの充実	町	推進
放課後子ども教室の設置	町	体制検討、事業実施
保育所の運営方法の検討	町	検討
家庭的保育の支援	町	支援の充実
学童保育の充実	町・民間	推進
ひとり親家庭の自立支援	町	ひとり親家庭への相談支援体制を充実し、経済的支援・就労支援等を実施
出産祝いの充実	町	祝い金等の支給
家事代行サービスの拡充	町	産前の家事代行サービスの実施検討
公共施設にキッズコーナーの設置	町	検討
ベビー・子ども用品のリユース支援	町	子育てサークルとの連携・充実
乳幼児の健康の保持増進	町	乳幼児健診の実施
子育て応援ガイドの発行と周知	町	子育てに関する情報をPRし、移住定住促進を図る
子育て世代へのICT活用による情報発信、手続き支援	町	アプリ等による情報発信、手続きの簡素化等
子どもや親子が遊べる屋内施設の整備	町	整備

(4) 子育て支援の充実
②子育て体制づくりの支援

この取組
がその達成
に資する
SDGsの
ゴール



〔現状と課題〕

- 本町における平成 29 年合計特殊出生率は 1.34（鳥取県人口動態調査）であり、出生数は平成 26 年までは 100 人を超えていましたが、その後は 100 人未満で、減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、本町では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに加え、若い世代の男女がめぐりあい、家庭を持ち子どもをもうけたいという希望をかなえることができるよう各種の支援に努めてきました。
- 若者交流イベントの開催、企業・団体等が行う婚活イベントに対する支援、不妊・不育治療の支援などを進めてきましたが、引き続き、社会状況やニーズの変化等を踏まえ、若者の交流から結婚・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を充実させる必要があります。

〔基本方針〕

若い世代の男女がめぐりあい、家庭を持ち、子どもを産み育てたいという希望をかなえることができるよう、若者の結婚に至るサポートや、妊娠・出産・産後・子育て支援に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 若者の交流から結婚に至るサポートの推進
 - (1) 若者の交流・社交の場づくり
 - (2) 婚活イベント開催団体・企業への支援
 - (3) 県・麒麟のまちの婚活サポートセンターの活用・周知
 - (4) 婚姻届提出時記念品の贈呈
- ② 安心して妊娠・出産を迎えられるための支援
 - (1) 不妊・不育治療等の支援充実
 - (2) 妊婦健康診査費、産後健康診査費助成
 - (3) 子育て中の移動手段の支援（タクシー利用助成）

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
若者の交流・社交の場づくり	町	推進
婚活イベント開催団体・企業への支援	町・民間	制度の創設、推進
民間結婚相談事業者の支援	町	業者が企画・運営し、婚活イベント等を実施
婚活サポート登録制度の啓発	町	登録制度や婚活イベント等の案内
不妊・不育治療等の支援充実	町	治療費の一部助成
妊婦健康診査費、産後健康診査費助成	町	受診券発行
子育て中の移動手手段の支援	町	タクシー利用費助成

3. 安全安心な暮らしづくり (交通・防災)

(1) 地域情報化の促進

①情報サービスの充実

この取組
がその達
成に資す
るSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 本町では、光ケーブル網を整備し、町内全域で光インターネットが利用できるようになるなど、ブロードバンド環境を整備してきました。光インターネットの加入率は50%を超えましたが、ケーブルテレビへの加入率は32%にとどまっています。
- 光ケーブル網の整備に加え、公共施設、観光施設などへWiFiの整備、中山間地での携帯電話の不感地域やラジオの受信状態の悪い地域の対策等を行ってきました。
今後も、光インターネット及びケーブルテレビの加入者を増やしていく必要があります。また、第5世代移動通信システム（5G）時代の到来への備えも必要となってきます。

〔基本方針〕

光ファイバー網の増設と光インターネット及びケーブルテレビの加入を促進するとともに、引き続き、携帯電話の不感地域やラジオの受信状態の悪い地域の解消を図るなど、情報サービスの充実に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 地域情報化の環境整備
 - (1) 公共施設・観光施設等へのWi-Fiの整備・充実
 - (2) 第5世代移動通信システム（5G）の整備・利活用
- ② 情報サービスの充実
 - (1) CATV コミュニティチャンネルの内容充実、加入促進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
CATV コミュニティチャンネルの充実・周知	町	番組内容の充実、加入促進
公共施設・観光施設等へのWiFiの整備	町	WiFiの整備・充実
第5世代移動通信システム（5G）の整備・利活用	町	情報収集、検討

(1) 地域情報化の促進
②高度情報化網の活用

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 近年、情報通信の整備が進み、インターネットを活用する町民の方が多くなり、町ホームページのアクセス数も増えています。このことから、行政情報や観光・イベント情報などの情報発信を積極的に行い、また、住民との交流が容易にできるソーシャルメディアも利用して災害・防災情報などを充実させる必要があります。
- 町民の方がインターネット等を活用して町内外からの情報受発信を積極的に行うための施策の推進することに加え、ケーブルテレビを活用して行政情報や災害・防災情報などを積極的に且つ充実した内容での情報発信に取り組んできました。
今後も引き続き、町ホームページとソーシャルメディア等の充実及び情報発信の拡大、町内外との情報網強化などに取り組む必要があります。

〔基本方針〕

町ホームページ、ソーシャルメディア等の充実、情報発信の拡大及び各種情報の詳細地図の整備・活用計画などを推進していきます。

〔主な施策の展開〕

- ① 高度情報網の活用
 - (1) 八頭町地理情報システムの構築
 - (2) CATV を活用した災害・防災情報の提供システムの運用

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
八頭町地理情報システム構築	町	計画設計、システム構築、機器導入
災害・防災情報提供の充実	町	CATV を活用した災害・防災情報の提供システムの運用

(2) 道路・交通環境の充実

① 道路網の整備

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 道路網は、住民生活や地域の産業経済活動を支えるとともに、地域間の交流を促進する重要な基盤です。
本町の広域的な幹線道路網は、国道 29 号、鳥取自動車道に続く県道河原インター線、国道 482 号等によって構成されています。国・県が実施する国道や県道整備については、「地域間交流の強化拡大のための整備」、「渋滞を解消するための整備」、「安全性の向上のための整備」など、効率的・効果的な整備を含め、長期的な視野に立った総合的な道路体系を確立することが求められています。
- 町道では、幹線道路へのアクセスの向上や緊急車両の通行に支障をきたす狭あい道路への対応、歩行者の安全を確保するための歩道整備など、利便性と快適性を兼ね備えた交通ネットワークの形成や、誰もが安全に通行できる「人にやさしい道づくり」が課題となっています。加えて、道路や橋りょうの機能を維持するため、補修工事や長寿命化事業を計画的に進めていく必要があります。

〔基本方針〕

地域経済や住民の日常生活を支える交通環境を確保するため、道路施設等の整備・長寿命化を進めていきます。

〔主な施策の展開〕

- ① 地域に住み続けることができる道路環境の整備
 - (1) 道路改良による渋滞緩和
 - (2) 歩道の整備
 - (3) 交通障害の改善
 - (4) 道路施設の長寿命化対策
 - (5) 除雪車の購入

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
国道の整備促進事業	国	・ 道路改良による渋滞緩和 ・ 歩道の整備

主要地方道等の整備促進事業	県	・津山智頭八東線 ・国道 482 号線
道路改良事業	県・町	岩美八東線、大坪隼停車場線、河原郡家線、徳丸富枝線、才代船岡線、大隼線、丹比縦貫線、新道線、岩淵奥野線、上野線、殿西谷線、船岡殿線
道路新設改良整備事業	町	茂田、岩淵、志谷、新興寺、上日下部集落ほか
道路改良事業(ストック点検)	町	東二 5 号線、大江志子部線ほか
交通障害の改善	国・県	国道 29 号の交通渋滞の緩和
道路施設長寿命化事業	町	道路橋梁長寿命化修繕計画に記載している判定Ⅲ以上の橋梁、トンネル長寿命化修繕計画に記載している判定Ⅲ以上のトンネル、その他の道路施設においての長寿命化計画において記載され修繕が必要とされたもの
除雪車の購入	町	大型除雪車、小型除雪車

(2) 道路・交通環境の充実

②公共交通網の整備

この取組
がその達成
に資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 本町では、関係市町や関係機関と連携し、持続可能な公共交通体系の構築を図るため、平成29年3月に「鳥取県東部地域公共交通網形成計画」を策定しました。

若桜鉄道の安全運行と安定経営を維持するため、行政が車両の保守・維持管理、設備更新等も行うこととしました。また、車両の観光列車化や八東駅の行き違い施設の整備（令和2年3月予定）、高校生の通学定期助成の取組み等により、旅客数や運賃収入も大きく伸びています。

町営バスは、平成28年度から運賃を一律100円とし、7路線での運行を行い、利用者の負担軽減と利用促進を図り、また、高齢者等を対象としたタクシー利用助成を平成17年度から継続して実施しています。

- 若桜鉄道、町営バスともに依然として厳しい経営状況にあることから、利用者の確保及び収入向上のため、より一層の利用促進を図る必要があります。

また、タクシー助成額の負担が年々増加しており、今後のタクシー助成制度の在り方を検証していく必要があります。運転士が不足している昨今、自動運転バスの早期導入に向けた調査・研究等に取り組むことも必要です。

〔基本方針〕

地域経済や日常生活を支える交通環境を確保し、公共交通の利便性をさらに向上させるための対策に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 交通利便を改善・向上させるための対策の推進

- (1) 路線バスの運行支援
- (2) 町営バスの運営
- (3) タクシーの利用助成
- (4) 若桜鉄道の利用促進

- ② 公共交通の利用促進

- (1) ノーマイカーデー
- (2) パークアンドライド推進

(3) 待合所の整備補助

③ 持続可能な公共交通の検討

(1) 自動運転バスの早期導入に向けた調査・研究等

(2) 自動車配車サービス等による持続可能な移動手段の検討

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
路線バス事業	町・事業所	運行支援
町営バス事業	町	町営バス運営
公共交通の利用促進事業	町	・ノーマイカーデー ・パークアンドライド推進 ・待合所の整備補助
公共交通の利便性の確保事業	町・事業所	・公共交通体系の調査・研究 ・低床バスの導入
タクシー助成事業	町	タクシー利用費助成
若桜鉄道の利用促進事業	町・事業所	・第3種鉄道事業者として鉄道施設の維持 管理及び設備更新・運行支援 ・高校生通学定期購入費助成 ・若桜鉄道とバス事業者連携による切符 の販売
自動運転バスの早期導入への 対応	町・民間	調査・研究等

(3) 住環境の充実

① 住環境の整備

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 本町では、若い世代の町外流出が著しい状況にあります。地域の雇用環境はもとより、若い世代が地域に定住しやすい環境づくりや、女性や子育て世代に選ばれる地域の条件整備が求められています。

- 若い世代の定住やIJUターンを促進するため、公営住宅の改修や分譲宅地の造成支援、空き家の利活用等に取り組んできました。今後も人口減少を抑制するため、定住しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

〔基本方針〕

若者や女性、子育て世代の人々が地域の魅力や地域への愛着を感じ、町内において安心して住み続けることができるよう支援に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 定住促進
 - (1) 町営住宅の整備・改修
 - (2) 若者向け住宅・アパートの整備支援
 - (3) 宅地造成
 - (4) 墓地造成
 - (5) 買い物サービスの充実
 - (6) JR 郡家駅に歩道橋整備の調査・検討
 - (7) 新築住宅取得者への固定資産税補助制度の充実

- ② 空き家の有効活用
 - (1) 空き家バンク登録制度の周知
 - (2) 空き家リフォーム補助制度の充実
 - (3) 空き家取得者への固定資産税の減免制度の創設

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
町営住宅の整備・改修	町	町営住宅等長寿命化計画による整備
空き家リフォーム補助制度の充実	町	推進
空き家取得者への固定資産税減免制度の創設及び新築住宅取得者への固定資産税補助制度の充実	町	検討・推進
若者向け住宅・アパートの整備支援	町・民間	整備支援
宅地造成	町	宅地造成
墓地造成	町	検討
八東川水辺プラザ河川公園の拡張整備	町	駐車場整備
公園の環境整備	町	整備・改修
買い物サービスの充実	町	移動販売車等の運営支援
JR 郡家駅に歩道橋整備	町	調査・検討

(3) 住環境の充実

②地籍調査事業の推進

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 現在法務局にある土地登記簿や公図は明治初期に作られたものを基礎として加除訂正してきたもので、面積、形状、地目などが現地と合わない場合や、隣接する公図との接合が困難であるなど、公図としての役割を十分に果たしていません。このため、境界についての争いになる一要因となっています。

本町では、こうした諸問題をなくし、限られた土地を正確に、また有効に活用するために、全町にわたり地籍調査を行い、精度の高い地籍図、地籍簿を早急に整備し、個人財産の保全や町の発展を図ります。

- 昭和 62 年の着手以来、33 年間にわたって地籍調査を実施し、現在、調査対象面積に対してその進捗率は登記済面積割合(調査中面積も含む)で 53%程度となっています。

郡家地域の一部を除き、残りの調査地区のほとんどが山地であり、地権者の高齢化、所有地不把握、不在地主など、諸問題を抱えています。地権者の保護を図るとともに、土地行政の基礎資料とし、効果的で適正な利用を図るため、新たな方式のリモートセンシング技術も活用して、全町の早期完了を目指します。

〔基本方針〕

地権者の保護を図るとともに、土地行政の基礎資料とし、効果的で適正な利用を図るため、全町の早期完了を目指します。

〔主な施策の展開〕

- ① 地籍調査の推進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
地籍調査事業	町	郡家地域 17.59 km ² 船岡地域 18.72 km ² 八東地域 6.61 km ² (換算面積)

(3) 住環境の充実

③上下水道の整備・更新

この取組
がその達成
に資する
SDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 本町の上水道は、年間給水量は減少傾向にありますが、安全・安心でおいしい水を安定的に供給しています。下水道は、快適な住環境の整備（汚水の排除）、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全の役割を果たし、住みよいまちづくりに貢献しています。
- 水質検査など安全・安心な水質を確保するほか、老朽化した水道施設や下水道施設の改築・更新などに努めてきましたが、施設の長寿命化対策や雨水排水対策の推進が課題となっています。

〔基本方針〕

水道施設の維持・更新による安全・安心な水の安定供給や、下水道施設の維持・更新による汚水・雨水処理能力の向上など、定住環境に欠かせない施設の整備を進めます。
また、下水道使用料の料金体系を、人数計算から従量料金制へ移行を進めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 水道老朽管更新による有収率の向上を図る。
- ② 安全・安心な水の安定供給を実施
 - (1) 給水区域連絡管の整備
 - (2) 管路耐震化の実施
- ③ 公共下水道施設のストックマネジメント計画に基づく効率的な維持管理強化の実施
 - (1) 郡家・丹比中央浄化センター機器類改築更新
- ④ 農業集落排水施設の改築・更新及び施設統廃合による効率的な維持管理強化の実施
 - (1) 農業集落排水施設機器類改築更新
 - (2) 八頭町下水道整備構想に基づく、施設統廃合の実施
- ⑤ 雨水処理施設の整備を図り、浸水対策への強化を実施
 - (1) 竹ノ下排水路浸水対策事業（郡家地区排水対策）

⑥ 水道・下水道事業の公営企業への移行を実施し、事業経営の安定と強化を図る

⑦ 下水道使用料の料金体系の変更

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
簡易水道整備事業	町	配水連絡管整備、老朽管更新及び耐震化
下水道ストックマネジメント事業	町	郡家・丹比中央浄化センター機器類改築更新
下水道施設統廃合等整備事業	町	農業集落排水施設機器類改築更新 処理施設統廃合
雨水排水対策事業	町	(郡家地区) 竹ノ下排水路浸水対策
公営企業移行事業	町	水道・下水道事業の公営企業化
下水道料金体系移行事業	町	下水道使用料の料金体系を人数計算から従量制へ移行

(4) 地域防災・防犯体制の推進

① 消防・防災対策の推進

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 全国的に大雨による災害が発生している中、平成30年7月豪雨では八頭町にも大雨特別警報が発令されましたが、消防団や自警団による土のう積みなどにより床下浸水の被害を防ぐことができました。また、本町では、9月1日を「八頭町防災の日」と定め、毎年直前の日曜日に防災訓練を実施しています。
- 防災マップを改訂し全戸配布を行いました。その後、避難勧告等にレベル表示が追加して発令するようになるなど、状況が変化しています。防災意識の向上のためにも、引き続き防災に関する普及・啓発活動が必要となります。

〔基本方針〕

本町の地域特性を踏まえた災害に強い安全なまちづくりや迅速な消化・救助活動が可能となるよう消防体制の充実を図るとともに、少子高齢化など社会変化に対応した消防・防災体制の維持、防火・防災意識の向上に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 災害への体制づくり
 - (1) 消防団員の確保及び自主防災組織の育成
 - (2) 災害情報及び気象情報の迅速な提供
 - (3) 消防自動車、小型動力ポンプ、消火栓等消防関連施設の整備
- ② 住民の防災・危機管理意識の高揚
 - (1) 防災訓練の実施
 - (2) 県の見直しと併せ防災マップの改訂、全戸配布

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
防災備蓄倉庫新築事業	町	防災基盤整備事業
防火水槽整備	町	防火水槽設置
小型動力ポンプの整備	町	小型動力ポンプの更新

消防自動車及び格納庫の整備	町	消防自動車更新・格納庫整備
耐震化事業	町	耐震診断・改修への助成
八頭町地域防災計画	町	定期的検証
防災訓練事業	町	全集落・学校・事業所等
災害対策用備蓄	町	備蓄品の確保
自主防災組織支援	町	消防関連設備等補助

(4) 地域防災・防犯体制の推進

② 治山・治水対策の推進

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 平成30年7月に発生した西日本豪雨をはじめとする、これまで経験したことがないような記録的豪雨を踏まえ、河川改修、砂防施設整備、急傾斜地崩壊防止対策など災害の未然防止に対する取り組みが必要となっています。
- 河川改修、砂防施設整備、急傾斜地崩壊防止対策など災害の未然防止のための事業は進められていますが、現状では未実施箇所も多数あり、これらの整備を急ぐ必要があります。

〔基本方針〕

急傾斜地、山腹の崩壊、崖崩れ、ため池等を点検整備するとともに河川改修、河床整備、砂防事業、治山事業を計画的に推進します。土砂災害等の災害発生の危険性が高い地域については、計画的に砂防、治山、治水事業を推進し、地域住民の安全の確保に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 災害に強いまちづくり
 - (1) 急傾斜地、山腹の崩壊、崖崩れ、ため池等の点検
 - (2) 計画的な河川改修、河床整備、砂防事業、治山事業の推進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
河川改修事業	県	・八東川（米岡～徳丸） ・私都川（門尾～上峰寺） ・見槻川（見槻中）
河川掘削（河床掘削）	県	八東川、私都川、大江川、見槻川、安井谷川、砂防河川
急傾斜地崩落対策事業	県	大江、下門尾、小別府、新興寺、下徳丸、富枝、山上、西谷、下野、宮谷、福本、篠波、麻生、水口、福地
砂防事業	県	ツツミ谷川、林ノ谷川、寺谷川、別府谷川、高宮谷川、上日下部谷川、杉ヶ谷川、寺谷川、上ヶ谷川、中谷川、篠波川、和見谷川
治山事業	県	麻生、日田、茂田、三浦

(4) 地域防災・防犯体制の推進

③防犯、交通安全対策の推進

この取組
がその達
成に資す
るSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 交通安全意識の普及・啓発と交通マナーの向上を図るとともに、カーブミラー、交通標識等の交通安全施設の整備などを進めてきました。また、地域住民による見守り活動を推進するとともに、防犯灯整備などにより成果が挙がっています。引き続き、交通事故や防犯の撲滅に向け、関係機関等と連携した施策を維持・充実していくことが重要です。

また、多様化・悪質化する犯罪を未然に防ぎ、犯罪の起こりにくい環境を整備するとともに、住民意識の高揚に努める必要があります。

〔基本方針〕

地域ぐるみの防犯活動を促進し、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めるとともに、交通安全意識や交通マナーの向上などを通じ、交通事故の起きにくい安全な環境づくりに努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 地域防犯体制の充実
 - (1) 警察署等と連携した地域ぐるみで防犯体制の強化
 - (2) 防災行政無線、町報等を活用した地域安全に関する広報活動
 - (3) 青色パトロール及びこども 110 番連絡所の連携機能の充実
 - (4) 警察署等と連携した特殊詐欺等被害防止活動等の教室の開催
- ② 交通安全運動の推進
 - (1) 警察署等と連携した講習会等の開催
 - (2) 交通安全指導員の確保・育成
- ③ 交通事故の未然防止
 - (1) 防犯灯・交通安全施設等の整備
 - (2) 集落内等の行う防犯灯・交通安全施設等の整備に対する補助
- ④ 歩行者に優しい安全なまちづくり
 - (1) ゾーン30（30km速度規制区間）の指定
 - (2) 歩行者優先地域の啓発

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
交通安全施設整備	町・関係機関	カーブミラー・交通標識等
防犯講習会の開催	町・関係機関	小・中学生、高齢者等対象
見守り活動の推進	関係機関 各種団体	防犯パトロール(青パト)
防犯灯整備	町・集落	防犯灯設置及び設置助成
交通安全意識の啓発	町	交通安全教室（高齢者等）
ゾーン30の指定	町・関係機関	指定
歩行者優先地域の啓発	町・関係機関	啓発

(4) 地域防災・防犯体制の推進

④国民保護計画の推進

この取組
がその達
成に資す
るSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 武力攻撃事態対処法により、テロ活動等の有事に対して、町は住民の生命、身体、財産を守らなければならない責務を担っています。
消防庁からの国民保護モデル計画等を基に、国民保護計画により不測の事態に備え国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、また国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などについて、対策を講ずる必要があります。
- 有事の際を想定した防災行政無線（Jアラート）の試験訓練や県と連携した被害者情報収集及び災害情報発信訓練及びBCPワークショップを実施し、住民に向けての意識改革を図っていますが、今後も、関係機関及び住民が相互に連携協力し、避難や救援措置に努めるため、訓練などを通じて、住民の意識の高揚を図る必要があります。

〔基本方針〕

関係機関及び住民が相互に連携協力し、避難や救援措置に努めるため、訓練などを通じて、住民の意識の高揚を図っていきます。

〔主な施策の展開〕

- ① 国民保護計画の周知・啓発
 - (1) 八頭町国民保護計画の見直し
- ② 住民意識の高揚
 - (1) 防災行政無線を活用した避難訓練
 - (2) 関係機関と連携した図上訓練の実施
 - (3) 国・県に対する情報収集及び十分な対策の要望

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
国民保護計画の推進	町	住民へ周知・啓発及び措置
図上訓練の実施	町・県等	関係機関と連携した図上訓練を実施

(5) 消費者保護行政の充実

①消費者保護行政の推進

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 近年、消費者を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、消費者保護対策が重要となっています。このような環境の変化に速やかに対応し、住民の安全安心を確保するため、鳥取県消費生活相談センターと連携し、消費生活相談窓口を開設や消費生活相談員を配置により、専門的な知識により複雑化・多様化する諸問題に対応しています。
- 住民に対して、広報、ホームページ、防災行政無線等を活用し啓発を行ってきましたが、今後も、国、県、関係団体等と相互連携を図りながら、さらなる消費者保護対策を進めていくことが求められます。

〔基本方針〕

複雑多様化する消費生活等に関する問題に対応するため、情報提供や相談業務の充実を図ります。

〔主な施策の展開〕

- ① 消費者保護の体制の充実
 - (1) 相談窓口の整備、消費生活相談員の配置
 - (2) 消費者保護出前講座の実施
 - (3) 弁護士相談の実施
- ② 消費者保護の啓発
 - (1) 広報、ホームページ、防災行政無線等を活用した啓発の実施

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
消費生活相談窓口の設置	町	住民啓発、相談窓口の整備、弁護士相談
消費者保護出前講座の実施	町	実施
弁護士相談の実施	町	実施
広報・ホームページでの啓発促進	町	推進

4. 環境共生のまちづくり (自然と環境保全)

(1) 自然環境・景観の保全と活用

① 自然環境・景観の保全



〔現状と課題〕

- 地域の自然、歴史、文化的環境を住民とともに守り育てながら、美しい魅力のある景観形成を実現していくため、愛護意識の普及と施設の維持保全の観点から八頭町道路等愛護事業や鳥取県版河川・道路ボランティア事業への団体登録を促進してきました。
- 愛護ボランティア団体の育成・支援に努めるとともに、住民と一緒に、道路・河川の美化活動に取り組んできました。今後も豊かで美しい本町の自然の保全、利用を図り、健全な生態系を維持するよう自然と住民との共生確保に取り組む必要があります。
また、これらの活動を継続的に実施する体制を維持するとともに、町民が一体となって景観の保全と意識の向上に努める必要があります。

〔基本方針〕

森林資源や水辺環境など、豊かな自然環境を守り育てる一方で、自然の生態系を損なうことのないよう維持・活用を促し、自然と共生したまちづくりに努めます。
また、町民と一体となって景観の保全と意識の向上に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 環境保全対策の推進
 - (1) 愛護ボランティア団体の育成・支援
 - (2) 道路・河川の美化活動
- ② 環境美化等意識の普及・啓発
 - (1) 自然環境保全の周知活動

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
美化活動の推進	町	団体支援、美化活動
自然環境保全の周知	町	周知活動

(1) 自然環境・景観の保全と活用

②循環型社会への対応

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 環境に配慮した資源循環型社会を実現していくため、古紙・金属等の再資源化の促進や、生ごみの分別収集による液肥化に取り組んでいます。スーパー等がレジ袋有料化を進めていることもあり、マイバッグを活用される方が多くなってきました。
- 再資源化・分別収集、液肥化の促進のほか、道路等の官地への不法投棄物は週に1回パトロールし収集しています。
今後も意識啓発を図り、地球温暖化抑制のため、二酸化炭素の排出量を減少させ、循環型社会を推進していく必要があります。

〔基本方針〕

環境に配慮した循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量化や再資源化を進めるとともに、廃棄物収集処理の効率化を図ります。

〔主な施策の展開〕

- ① ごみの減量化・再資源化
 - (1) ごみの分別収集の充実
 - (2) 生ごみの減量化や堆肥化の推進
 - (3) 集落単位での古紙回収の促進
 - (4) PTA等の資源回収の支援
 - (5) 環境美化パトロールの実施
- ② 循環型社会への意識啓発
 - (1) マイバックの持参、生ごみの水切り、店頭回収の利用などの普及啓発
 - (2) 生ごみの農地還元等の普及啓発

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
資源リサイクル活動支援事業	町	古紙など資源回収の育成・支援
環境型社会への対応事業の推進	町	生ごみの液肥化等
マイバック持参運動	町	啓発
不法投棄への対応	町	環境パトロール、啓発



(2) 資源・エネルギー対策の推進
① 資源の活用と資源エネルギーの導入

〔現状と課題〕

- 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、「京都議定書」に代わる、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み（「パリ協定」）が採択されました。我が国は、温室効果ガスの排出量について 2030 年度に 26% の削減（2013 年度比）を目指しており、引き続き、国際的に重要な取組みとなっています。
- 住宅用太陽光発電設備の設置者に対する支援など、引き続き、地球温暖化対策のための施策を維持・充実させていくことが課題となっています。

〔基本方針〕

再生可能エネルギーの利用促進をはじめとする環境負荷の低減に配慮した取組みの普及に努め、資源の利用と自然エネルギーの導入を通じた地球温暖化防止のための対策を進めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 再生可能エネルギーの利用促進
 - (1) 太陽光発電施設の整備・普及
 - (2) 小水力発電施設の整備・充実
 - (3) バイオマス利活用施設の整備・充実
 - (4) 住宅用及び集落集会所などへの太陽光発電設備設置者に対する助成
 - (5) 再生可能エネルギーの地産地消の推進・啓発
- ② 省資源・省エネルギー対策の推進
 - (1) 省資源・省エネルギーなどに関する意識の普及・啓発
 - (2) 電気自動車の貸し出し・啓発

〔事業計画〕

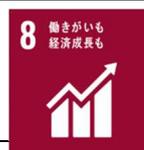
区 分	事業主体	事業概要
太陽光発電施設の整備	町・団体 企業・個人	太陽光発電施設の整備・普及
小水力発電施設の整備・充実	団体	小水力発電施設の新設・更新
電気自動車貸出事業	町	調査・研究等

5. 活力ある産業づくり (産業・観光・雇用)

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 「八頭町農業ビジョン」のもと、魅力ある農業、儲かる農業を目指し、新たに米のブランド化、果樹優良園維持継承事業に取り組みました。

また、高齢化と後継者不足に対応するため、新規就農者や親元就農者への資金交付による事業開始直後の経営支援や、農地中間管理事業の活用による担い手経営農地の農地集約を行い、農地の分散錯誤解消を行っています。

- 本町の農業は高齢化により離農者が増加していることから、担い手へ経営農地の面的集積を進め、農作業の効率化を図ることで、さらなる経営発展を進めることが必要です。

また、集落営農を基礎とした農事組合法人と企業農業の活性化を図り、経営規模の拡大と遊休農地の発生を抑制し、農業生産を継続していくことが重要です。

さらに、農産物等の加工施設の整備充実することにより、販路の拡大を一層推進し、雇用の拡大につなげ、従来の常識に縛られない新たな発想で農産加工品の開発を推し進めるとともに、人材の育成に努める必要があります。

耕作放棄地の増加に起因する農作物の鳥獣被害の軽減も大きな課題となっています。

今後も農業振興に向けて、継続的に各種施策を推進するとともに、新たに、スマート農業、ドローン等の最新技術の利活用、集团的農業経営や企業等の参入を促進する取組みなどが必要となっています。

〔基本方針〕

農業後継者の育成や農業経営の支援などを通じ、本町の地域特性や人材をいかした質の高い農業を発展させるとともに、魅力ある農業、儲かる農業を目指します。

〔主な施策の展開〕

- ① 農業後継者や新規就農者の育成
 - (1) 親元就農者、IJU ターン者の就農支援
 - (2) 農業法人への支援
 - (3) 認定農業者、認定新規就農者等の担い手の育成支援
- ② 農業等に関する企業的経営の促進
 - (1) 農地集積等の推進
 - (2) 集团的農業経営や企業等の参入促進に係る取組み

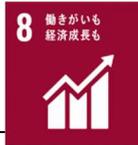
③ 農業経営環境の向上
(1) スマート農業、ドローン等の最新技術の利活用・推進
(2) 農業の生産基盤施設である用排水路の整備
(3) 地域の実情に応じた有害鳥獣対策の推進
④ 果樹栽培の振興
(1) 果樹経営モデル団地の整備促進
(2) 果樹栽培の担い手の確保
⑤ 農産物等の販売促進
(1) 特別栽培米「神兎」、「こおげ花御所柿」等の農産物・果樹等の PR、販路開拓支援
(2) 農産物等の販売施設の整備
⑥ 農業を通じた地域活性化
(1) 地域おこし協力隊を活用し地域の活性化、若者流入の促進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
有害鳥獣被害総合対策事業	町	有害鳥獣被害対策
就農条件整備事業	町	認定新規就農者基盤整備支援
人・農地問題解決推進事業	町	法人化及び組織化支援
農業人材力強化総合支援事業	町	新規就農者支援
親元就農促進支援事業	町	親元就農者支援
多面的機能支払交付金	団体	地域の共同活動を支援し、集落機能の低下を防ぎ、農用地、及び農業用施設の適切な保安全管理を支援
中山間地域等直接支払交付金	団体	中山間地域における農業生産活動等を支援
農業関係の支援	町	社会福祉施設の農業参入支援、特産品を研究機関と共同開発したブランド化、遊休農地を利用した農作業体験等
農事組合等の税制優遇措置	町	農業法人に係る税制面での優遇措置を図ることにより、法人化への移行を推進
6次産業の推進	町	新たな業態の創出を図り、地域ビジネスの展開を推進
果樹経営モデル団地の整備促進	町	遊休地等を活用した生産基盤の確立
果樹栽培の担い手の確保	町	果樹産地としての維持・継承
最新技術の利活用・推進	町	スマート農業、ドローン等の利活用・推進による振興
農産物等の販売促進	町	特産農産物・果樹等の PR、販路開拓の支援、販売施設の整備
用排水路の整備	町	県営により実施（郡家地域）

(1) 農林水産業の振興
② 林業の振興

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 本町では、総面積の約80%を占める山林の活用は、町の発展を考える上で極めて重要です。木材生産のみならず災害防止や水源確保の面からも、持続可能な森林経営を確立し、適切な森林経営の推進とともに、特用林産物の生産基盤の整備や生産体制の強化も必要です。また、森林施業や特用林産物の生産の効率化を図るために、森林作業道等の整備を促進し、森林生産基盤の充実を図らなければなりません。
- これまでは森林組合を中心とし、集落説明会の開催を通じ策定した森林経営計画を基に間伐や作業道作設を行いました。また、菌床生産設備の更新、ビニールハウスの導入を支援し、特用林産物の生産拡大を行っております。
今後も、森林組合等との連携を図りつつも、町が主体となって森林経営管理制度の推進に努め搬出量の増加が見込まれる間伐材の有効利用を促進していく必要があります。

〔基本方針〕

森林組合と連携して、今後の林業施策の指針となる「森林ビジョン」を推進し、森林経営管理制度を活用した取組みを進めていきます。

〔主な施策の展開〕

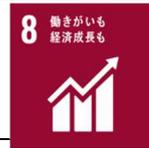
- ① 森林環境の保全
 - (1) 森林の公益的多面機能を維持
 - (2) 適正な森林施業の推進
- ② 林業生産基盤の整備
 - (1) 林業専用道及び森林作業道等の作設支援
 - (2) 担い手の確保（若手林業従事者への支援等）
- ③ 特用林産物の生産拡大
 - (1) きのこと、たけのこと等の生産振興
- ④ 森林資源の有効活用
 - (1) 木質バイオマスの利活用

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
森林施業の推進	町・事業体	森林経営管理制度推進、森林経営計画制度推進
特用林産物の生産振興	町	きのこ類、たけのこ他
林業再生事業	事業体	作業道の開設、間伐推進
木質燃料用木材の有効利用	町	普及
林業担い手確保	町・事業体	若手従事者支援

(1) 農林水産業の振興
③内水面漁業の振興

この取組
がその達
成に資す
るSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

○ 本町では、特産品である「やまめ」「ホンモロコ」の養殖・販売が生産組合によって行われています。近年、河川環境の悪化や川鴨の増殖等により、河川に生息する魚が減少しており、「やまめ」「ホンモロコ」に対する期待は高まっています。

○ 養殖施設の整備等支援として養殖施設の指定管理等を実施するとともに、淡水魚の商品化を促す取組みとして、八頭町特産品振興協議会を通じてのイベントへの出品等を実施しました。今後は、生産技術の充実とあわせて、淡水魚の普及啓発の取組みが求められています。

社会状況の変化もあり、近年養殖施設の整備等が進んでいない状況の中、地域養殖業振興のためには、普及啓発も含めた取組みを推進していく必要があります。

〔基本方針〕

養殖施設の整備等支援を継続しつつ、稚魚放流事業等のソフト事業も含めた地域養殖業振興に努めていきます。

〔主な施策の展開〕

- ① 内水面漁業の振興
 - (1) 淡水魚の養殖技術の向上
 - (2) 生産組合の育成・淡水魚の普及啓発

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
地域養殖業振興事業	生産組合・生産者	養殖施設の整備等支援
淡水魚の普及啓発	生産組合・町	稚魚放流等の実施

(2) 商工業の振興

① 商業の活性化

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 八頭町内における商工業事業者は、少子高齢化や後継者不足等の影響により、減少傾向にあります。その一方で、中山間地域における起業やビジネスの拠点として、「隼L a b.」がオープンし、鳥取県内だけでなく全国から注目を浴びています。

このように、町内では、人手不足や後継者不足等の様々な事情により事業を畳まざるを得ない業者が後を絶たないものの、若者世代を中心とした起業の機運も高まってきています。

- 商工会が実施する商品券発行事業に対して支援を行って個人消費の喚起や消費購買力の向上を図り、また、町内起業家に対する助成や起業セミナーを実施することにより、町内事業者数の増加や商業の発展を図ってきました。

今後、商工会など関係機関と連携した相談・指導や情報提供をより一層の充実を図りながら、若者などによる起業の支援など、新たな方策についても検討、実施することが必要となります。

〔基本方針〕

商工会等と連携をとり、町内商業の振興を図る施策を実施するとともに、起業に対する支援を行って若者が新たなビジネスに挑戦できる環境づくりや既存事業の後継者確保等に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 商業の経営力向上
 - (1) 新たな商業の拠点づくり
 - (2) 経営指導の充実
 - (3) 事業承継の推進や担い手不足の緩和・解消
- ② 魅力ある商業の推進
 - (1) 空き店舗、空き施設等の活用策の検討
 - (2) 地域振興券の発行
 - (3) 起業機運の向上・推進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
中心市街地活性化事業	商工会	拠点商店会の活性化
新たな販路開拓者への支援	町・商工会	販路開拓支援補助制度を拡充し、販売促進を図る
特産品販売 PR 強化支援	町・商工会	推進
起業支援事業	町・商工会	推進
事業承継支援事業	町・商工会	次世代の担い手に円滑に事業を承継することを図る

(2) 商工業の振興

②工業の活性化

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 本町は、空き施設、遊休施設等の活用や優遇措置などによる企業誘致、社会変化に対応した魅力ある新たな地元工業の育成、経営の維持・改善を支援してきました。
- 今後は、鳥取道へのアクセスの良さや、空き施設等の有効活用などの本町の強みを打ち出した企業誘致と地元産業の振興により、地域経済の発展や雇用機会の拡大等を図っていく必要があります。

〔基本方針〕

鳥取道による新たなアクセス環境や空き施設等を活かした企業の誘致、魅力ある地元企業の育成や振興を図り、地域の雇用を生み出す産業の促進に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 雇用を創出する企業の立地促進
 - (1) 鳥取道からのアクセス環境を活かした企業誘致
 - (2) 空き工場、遊休施設、サテライト、コワーキングスペース等を活用した戦略的な企業誘致
 - (3) 支援措置の拡大

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
企業誘致の促進	町	企業訪問・相談、誘致活動
空き施設等の利活用促進	町・民間	企業誘致の推進
支援措置の拡大	町	企業誘致の推進
起業に対する支援の充実	町	税金、使用料、人材育成等の支援

(3) 観光の振興

①観光の振興

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール

8 働きがいも
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



〔現状と課題〕

- 本町では、全国から多くの観光客が訪れる町内の民間観光スポットがあるものの、他の観光施設や店舗への誘客につながる効果が得られにくい現状があります。
また、近年、鳥取県を訪れる外国人観光客が増加傾向にあり、町内の各観光施設においても外国人旅行客の訪問者数が増えており、インバウンド対応への必要性も年々高まっています。
- 本町では、豊かな自然を体験することができる様々なイベントを実施してきました。
今後は、若桜鉄道や誘客力のある民間施設等が連携して、町内の他の観光スポットへ誘導する仕組み・枠組み作りや、町内で増加しつつある宿泊施設を利用した滞在型観光コンテンツの開発、外国人旅行客に対する接遇向上等に取り組んでいきます。

〔基本方針〕

誘客力のある施設と連携し、町内の他の観光スポットへ誘導する仕組み・枠組み作りや、町内で増加しつつある宿泊施設を利用した滞在型観光コンテンツの開発に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 地域の魅力を伝える観光拠点の形成
 - (1) ぷらっとぴあ・やずを拠点にした観光情報発信の充実
 - (2) 観光協会の法人化
- ② 地域資源を体感できる観光の推進
 - (1) 体験メニューの充実
 - (2) 若桜鉄道を活用したイベント造成（ウォークラリー、サイクリング、フォトコンテスト等）
- ③ 外国人旅行客・多文化共生への対応
 - (1) インバウンド向け情報発信の強化
 - (2) Wi-Fi、多言語パンフレットの整備等

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
観光客誘致推進プロジェクト事業	観光協会	観光地の開拓、ルート設定、体験型メニューの充実
若桜鉄道を活用した観光振興	町・若桜鉄道	観光客増加施策の推進
SNS を利用した情報発信	観光協会	推進
地域観光の PR 強化支援	町・観光協会	推進
モニターツアー事業支援	町・観光協会	推進、助成
観光マイスターの活用	町・観光協会	観光客への対応
インバウンド（外国人旅行者）・多文化共生社会への対応	町・観光協会	情報発信の強化、Wi-Fi・多言語パンフレット等の整備
観光協会の法人化	観光協会	民間活力の導入・強化
郡家駅コミュニティ施設（ぶらっとぴあ・やず）の活用・充実	観光協会	郡家駅コミュニティ施設を活用して、観光情報の発信基地とする
観光施設・周辺等の環境整備	町	整備

(4) 連携・交流の推進

①地域性を活かした交流促進

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 合併前から行われている韓国横城郡との国際交流を引き続き推進し、国際的視野をもってまちづくり・人づくりを進めてきました。また、国内交流については、県・観光協会と連携して、長田区・住吉区などの交流事業を継続実施するとともに、日本大学サークルとの交流等も始まっています。
- 今後も、八頭町の豊かな自然、歴史、伝統及び文化などの資源を活かし、国内外の他地域との交流人口を増やすことが重要です。また、継続的かつ多様な形で本町に関わる「関係人口」の創出・拡大への取り組みも必要です。

〔基本方針〕

国内外の他の地域・団体等との交流等を積極的に行っていき、交流人口の増加に取り組んでいきます。また、「関係人口」の創出・拡大にも取り組みます。

〔主な施策の展開〕

- ① 国内外の他地域との交流の推進
 - (1) 韓国横城郡との国際交流
 - (2) 長田区・住吉区などを中心とした国内交流
- ② 高等教育機関等との連携・交流
 - (1) 高等教育機関等と連携した地域課題の調査・研究、地域交流等
- ③ 移住定住の推進
 - (1) 移住定住相談会等の推進・充実
- ④ 町施設や民間施設での交流の推進
 - (1) 隼 Lab.等での交流
 - (2) 地域での交流の受け入れ
 - (3) スポーツ・文化・交流のための合宿の誘致・支援
 - (4) 二拠点居住・仕事、ワーケーションの受け入れ

- ⑤ 八頭町ファンの創出・拡大
 (1) 関西八頭町会の充実
 (2) ふるさと納税者へのPR

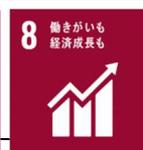
〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
国内交流の促進	町	関西事務所・県・観光協会と連携した国内交流の推進
高等教育機関等との連携・交流	町・関係機関	高等教育機関等と連携した地域課題の調査・研究、地域交流等
移住定住相談会や交流イベント開催の充実	町	移住定住化の促進
移住定住相談員の配置	町	移住定住化の促進
国際交流の促進	町	韓国等との交流
スポーツ・文化・交流のための合宿の誘致・支援	町・関係機関	誘致・支援・助成金
二拠点居住・仕事、ワーケーションの受け入れ	町・関係機関	受入支援、啓発
ふるさと納税者（個人、企業）の拡大・PR	町	啓発

(5) 雇用の促進

①雇用環境の確保と拡大

この取組
がその達
成に資す
るSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 県下では売り手市場の雇用状況が見られる一方、雇用の現場からは人手不足や後継者不足の声が出ており、その対策が必要となっています。
- 6次産業事業者の事業規模拡大や、県外からの新規の企業進出、若者等による起業等に対する支援により、雇用環境の確保・拡大を図りました。
今後も人手不足や後継者不足の問題を解決するため、ハローワークや商工会等と連携してさらなる求人の広報を行い、併せて、事業承継に対する助成も行って雇用環境の維持・向上を図る必要があります。

〔基本方針〕

ハローワークや商工会等と連携した求人広報、企業誘致や地場産業の活性化による更なる雇用機会の確保に努めます。また、多様な働き方を推進します。

〔主な施策の展開〕

- ① 企業誘致の推進
- ② 地場産業の振興。
- ③ IJU ターン者への就労支援

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
雇用確保・定住化対策	町・県	企業誘致の促進
地場産業の掘り起し	町・県	振興、支援
IJU ターン者への就労支援	町	検討、促進
雇用環境の改善支援	町	検討、推進
6次産業の強化による雇用確保	町	検討、支援
多様な働き方の推進	町・民間	推進

6. 心豊かな人づくり (教育・文化)

(1) 学校教育の充実

① 就学前教育の充実

この取組
がその達成
に資する
SDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 幼児期は人間形成の本質を築く大変重要な時期であり、幅広い意味での教育的取組みによって、豊かな心を育む必要があります。本町では、幼児期の心の育みを幼児教育の基礎と位置付け幼児教育の向上に努めてきました。
- 町内全保育所で、就学前の子ども達を小学校へとつなぐため、「学ぶ力」「生活する力」「かかわる力」の3点を重点的に取り組み、学校へとつないでいます。今後も保護者や保育所に対する支援や、保育所と小学校との連携を図り、幼児教育の充実に努めていく必要があります。

〔基本方針〕

幼児期の心の育みを人間形成の基礎と位置付け、保育所や就園児、家庭に対する支援を図ることにより幼児期における心の教育の充実に努めます。

〔主な施策の展開〕

- ① 就園児に対する支援
 - (1) 幼児教育の充実

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
保育所アプローチカリキュラムの策定	町	検討

(1) 学校教育の充実
②義務教育の充実

この取組
がその達成
に資する
SDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 学校教育を取り巻く現状は深刻かつ複雑化しており、これまで以上に学校、家庭、地域の連携が重要になってきています。
- 小中学校統合に対応するためのスクールバスの導入・運行拡大、ICTを活用した授業の充実、複式学級の解消や少人数学級編成、学校給食におけるアレルギー対応食の充実等に取り組んできました。今後も、魅力ある学校づくりを進め、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育むことができるよう、更に小中学校教育の充実に努めていく必要があります。

〔基本方針〕

小中学校教育において魅力ある学校づくり、一人ひとりの児童生徒に応じた教育を進め、豊かな心、確かな学力、健やかな身体を育みます。

〔主な施策の展開〕

- ① 一人ひとりに応じたきめ細かな教育の充実
 - (1) 少人数学級編成
 - (2) 子ども学習支援教室の開設検討
- ② 地域ぐるみで子どもを育てる
 - (1) 地域とともにある学校づくり
- ③ 未来を切り拓く子どもの応援
 - (1) ICTを活用した授業の充実
 - (2) 子供たちの可能性を最大限に
 - (3) 人権・同和教育の充実
- ③ 学校施設の長寿命化(大規模改修)と避難所への対応
 - (1) 学校改修事業
- ④ 安心安全
 - (1) スクールバスの運行による通学支援
 - (2) 児童生徒の食物アレルギーに対応した給食の提供
- ⑤ 不登校・ひきこもり支援
 - (1) 不登校・ひきこもりの居場所づくり

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
スクールバスの運行	町	スクールバス運行を継続し、児童を安心安全に学校に送迎する
学校の改修事業	町	郡家西小、郡家東小の大規模改修 多目的トイレの設置（体育館 避難所対応） 校内トイレの洋式化
人権・同和教育の充実	町	学年の発達段階に合わせた授業づくり 学校、保護者、地域が連携したやずっ子学習会への協力
ICT を活用した授業の充実	町	ICT 整備計画の作成と機器導入 プログラミング教育の充実
少人数学級の推進	町	少人数学級(小学校 30 人・中学校 33 人)を編成
子ども学習支援教室の開設検討	町	検討
学校給食におけるアレルギー対応食の充実	町	食物アレルギーに対応した給食提供
地域とともにある学校づくり ・主権者教育（模擬選挙、租税教育等） ・コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の導入 ・ふるさとキャリア教育の推進	町	推進
子どもたちの可能性を最大限に ・グローバル教育の導入 ・ユニバーサル教育(特別支援教育の視点を活かした授業)の推進 ・英語教育の充実（ALT の活用、英語の歌の校内放送、バスや駅で英語アナウンス、英語強化プログラム） ・小中学生対象に勉強合宿	町	推進
不登校、ひきこもりの居場所づくり	町	八頭郡教育支援センターの機能強化の検討（中学校卒業後の不登校、ひきこもりの居場所づくり）

(2) 社会教育の充実

①生涯学習の充実

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

○ 子どもから高齢者までが、豊かな知識や経験のもとで、充実した生涯を送るとともに、個性ある地域を実現することは、地域文化を創造していくうえで大変重要です。本町では、多様な学習機会や取組みを提供することで、心豊かな人づくり、仲間づくり、教養文化の薫るまちづくりを推進してきました。

○ 各種生涯学習講座を開催するとともに、公民館サークルの育成や社会教育団体の支援を行ってきました。また、中央公民館と地区公民館が連携しながら、地域の特色を活かした学習機会の提供を行っています。

各種社会教育、生涯学習の事業内容や参加者が固定する傾向が見られることから、今後は、より魅力ある内容や独自性の高い講座を開催するなど、生涯学習講座の充実や普及啓発への工夫を行う必要があります。また、公民館や図書館などをさらに効率よく機能させるために、社会教育施設の再編について検討する必要があります。

〔基本方針〕

生涯にわたっていつでも、どこでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指します。

〔主な施策の展開〕

① 生涯学習の推進体制

(1) 公民館、図書館等の事業の充実

(2) 伝統文化・特技等を有する人の登録・活用制度（レジェンド制度）の創設・実施

② 生涯学習活動の推進

(1) 公民館活動の充実

(2) サークル活動の支援

(3) 青年団・婦人会等の社会教育団体の育成支援

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
公民館等社会教育施設の改修	町	実施
生涯学習推進体制の整備	町	推進体制の整備・施設再編の検討

町オリジナル教室の開催	町	トップアスリート派遣事業、芸術宅配便などの積極的活用
公民館サークルの育成事業	町	活動団体の組織化、活動支援
青年団・婦人会等社会教育団体の育成支援	町	育成支援
伝統文化・特技等を有する人の登録・活用制度（レジェンド制度）	町	制度創設・実施

(2) 社会教育の充実

② 青少年の健全育成

この取組
がその達成
に資する
SDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- インターネットや様々なメディアからの有害情報の氾濫や不審者の出没など、青少年を取り巻く環境の変化は、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。そのため、青少年健全育成八頭町民会議を中心に地域、学校、家庭の連携を図りながら、青少年の規範意識や社会性を高める取組みを推進しています。
- 地域住民による非行防止のための活動や青少年の社会参加活動を育成・支援してきました。今後は、青少年健全育成ではスマホやインターネット利用など時代の変化に伴い新しい問題への対応も必要となっています。

〔基本方針〕

青少年の健全な育成のために、各団体の連携をより強固なものとして、様々な問題点を把握しながら対策を協議し対応していきます。

〔主な施策の展開〕

- ① 子どもが主役となる活動の推進
 - (1) 子ども会活動の推進
 - (2) 放課後児童クラブの運営
 - (3) 若者団体の組織化に向けた支援
- ② 青少年活動の支援
 - (1) ボランティア活動への支援
 - (2) 地域行事やボランティア活動等の社会参加への促進
 - (3) 中・高校生サークルの育成
- ③ 青少年の健全育成
 - (1) 体験・通学合宿などの体験学習の推進
 - (2) 保育所、小・中学校と連携を図った子育て講座の開催

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
ジュニアリーダーの育成	町	団体育成、活動支援
児童虐待防止対策の推進	町	啓発、推進
地域性を生かした体験学習の開催	町	地域の協力のもと、生活実体験や伝統的な遊びを楽しみ、故郷の良さを伝える
体験・通学合宿等事業の充実	町・その他	交流・体験活動の推進
子育て講座の開催	町・県	家庭教育力の向上

(3) 生涯スポーツの推進

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 本町では、体育協会による各種スポーツ大会やスポーツ教室、スポーツ推進委員による各種生涯スポーツ教室の開催などスポーツの普及・強化や町民の健康維持や体力増進を図っています。
- 体育協会専門部による各種スポーツ大会、森下広一杯八頭町マラソン大会の開催などに取り組んできました。
今後、さらに住民が気軽に参加できるような新しい競技を検討するなどスポーツ振興を図っていく必要があります。
また、各施設が老朽化してきていることから、適切な施設数を検討し、施設の維持管理を図っていく必要があります。

〔基本方針〕

誰もが生涯を通じてスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、身近な活動機会と指導体制の充実を図り、健康づくりからスポーツ技術の向上まで、広くスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。また、スポーツ大会の開催やスポーツツーリズム等にも取り組みます。

〔主な施策の展開〕

- ① スポーツの推進
 - (1) 各種スポーツ大会の開催
 - (2) スポーツ団体の育成支援や指導者の養成
 - (3) スポーツ施設の整備・充実
- ② 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興
 - (1) 生涯スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集・提供
- ③ スポーツを通じた交流等
 - (1) 集プールでの合宿・団体利用の受け入れ
 - (2) スポーツツーリズムの推進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
スポーツの振興事業	その他	マラソン大会、各種スポーツ大会の開催
生涯スポーツ・レクリエーション普及事業	町・その他	各種スポーツ教室・レクリエーション大会の開催
スポーツ強化事業	町・その他	スポーツ団体の育成支援・指導者の養成
スポーツ施設等の整備、適正化の検討	町	整備検討
隼プールの利用拡大	町・その他	合宿・団体利用の受け入れ
スポーツツーリズムの推進	町	スポーツ大会の開催、スポーツツーリズムの環境整備、支援等

(4) 芸術・文化活動の推進

① 芸術・文化の振興

この取組
がその達成に資するSDGsのゴール



〔現状と課題〕

- 町文化協会には多くの活動団体が所属しており、公民館等を拠点に幅広い文化活動を展開しています。本町では、これら活動の支援を通じて地域文化の振興に努めてきました。
- 小・中学校において、児童・生徒に、継続的に「青少年劇場」「芸術家の派遣事業」等を実施して、子どもたちの豊かな創造力（想像力）や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、優れた文化芸術にふれる機会を提供してまいりました。また、文化協会の活動としての芸能発表会の開催、図書館の蔵書の充実にも取り組んでいます。今後も、町民が情操豊かな生活を送るためには、芸術文化事業をさらに推進し、優れた芸術文化を鑑賞する機会の充実や、町民の自主的な文化活動の振興を図る必要があります。

〔基本方針〕

今後も継続して文化協会との連携により、郷土芸能、芸術、充実した文化活動を推進していきます。

〔主な施策の展開〕

- ① 文化活動の推進
 - (1) 郷土芸能、祭り等の活動支援
- ② 文化芸術に触れる機会の提供
 - (1) アーティスト・イン・レジデンスの取組
(芸術制作を行う人物を一定期間招聘し、滞在しながらの作品制作を行わせる事業)
 - (2) 文化創造拠点施設の整備
 - (3) 子ども向け絵本・バリアフリー図書の充実
 - (4) 地域の歴史や文化に触れる機会の提供

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
郷土芸能、芸術・文化の振興事業	町	文化協会の活動支援
文化創造拠点などの拠点施設の整備	町	空き施設を活用した特色ある拠点づくりを検討

地域文化、祭りの伝承	町	活動支援
図書館の蔵書の充実	町	子どもの絵本・バリアフリー図書の充実を図る
アーティスト・イン・レジデンスの取組	町	推進

(5) 文化財の保護・保存

①文化財の保存と活用

この取組
がその達成に資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 本町では、地域の文化財や民俗資料、伝統芸能など後世に継承すべき資源が豊富であり、国指定有形文化財の矢部家住宅等の保護・保存にも努めてきました。
- 各種開発に伴う発掘調査を実施や文化財の適切な保存に努めるとともに、文化財の展示会を開催し、発掘調査により発見された遺物や遺構など町内の文化財を知ってもらう機会を作り、文化財に関する理解を深め、保護意識の高揚を図っています。
今後も、史跡・名所・天然記念物など文化財の保護・保存に努めるとともに、民俗行事、資料の調査収集・保存に努め、文化財展示施設等の整備が必要となっています。

〔基本方針〕

埋蔵文化財の発掘調査や、町指定文化財の保護等を行います。

〔主な施策の展開〕

- ① 文化財の保護・保存
 - (1) 文化財の保存・調査の推進
 - (2) 文化財保護の啓発活動の推進
 - (3) 収蔵・展示施設の検討
 - (4) 麒麟獅子舞等の特色ある伝統文化・行事等の調査、記録保存・継承及び魅力発信

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
文化財保管及び公開施設整備事業	町	調査・研究・施設整備
文化財活用事業	町	冊子、案内板等の整備
文化財保存整備事業	町	史跡等の保存調査、整備
伝統文化保存伝承事業	町	伝統文化の記録保存・後継者育成支援

7. 効率的で効果的な行財政運営

(1) 健全で効率的な行・財政運営の推進

① 効率的な行財政運営の推進

この取組
がその達成に
資するSDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 少子高齢化などの社会情勢の中、複雑多様化する行政需要に的確に対応するためには、限りある人員・財源・資源を最大限に活用しながら、行政サービスをこれまで以上に効率的・効果的に提供していく必要があります。
- 「公共施設等総合管理計画」を策定し、保育所、小中学校の適正配置、空き施設の活用を図ってきました。引き続き、空き施設の活用も含め、効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、社会状況やニーズの変化を踏まえ、質の高い行政サービスの提供に努めていく必要があります。

〔基本方針〕

住民のニーズに対応しながら一体的な事業運営、効率的な業務遂行に努めていくとともに、事務事業の合理化、機構改革等を積極的に推進し、本町の規模に適した人員配置を行うよう、継続的に定員管理の適正化に努めていきます。

〔主な施策の展開〕

- ① 計画行政の推進
- ② 行財政運営の効率化の推進
 - (1) 事務事業の合理化の推進
 - (2) 機構改革の推進
 - (3) 適正な人員配置、定員管理の適正化
 - (4) 公共施設の適正な配置
 - (5) 今後の庁舎のあり方の調査・検討
 - (6) AI（人工知能）・RPA（業務自動化）の導入
- ③ 住民サービスの向上

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
公共施設総合管理計画策定事業	町	改訂及び個別計画の策定

空き施設の小学校の活用	町	企業誘致、地域の特徴を生かした拠点活用等
役場新庁舎の建設	町	調査・検討
固定資産台帳作成事業	町	更新
行財政改革の推進	町	計画（3次）の推進（H28～H32） 計画（4次）の策定
行財政改革プラン（3次）の推進、 4次の策定	町	計画（3次）の推進（H28～H32） 計画（4次）の策定
定員適正化計画（3次）の推進、 4次の策定	町	計画（3次）の推進（H28～H32） 計画（4次）の策定
総合行政システム構築の促進事業	町	文書管理、電子決済等
AI（人工知能）の計画・導入	町	計画・導入
RPA（業務自動化）の計画・導入	町	計画・導入

(1) 健全で効率的な行・財政運営の推進

②健全な財政運営の推進

この取組
がその達成
に資する
SDGs
のゴール



〔現状と課題〕

- 本町は、歳入の約5割を地方交付税が占めるなど、国からの支出金や地方交付税などのいわゆる依存財源の占める割合が高い財政構造となっていますが、少子高齢化の影響などから町税などの自主財源の増加は見込めない財政状況にあります。また、歳出は依然として、扶助費、物件費、繰出金が高い水準で推移するなど財政運営を圧迫しています
- このような中、平成25年度に交付税減少対策本部を設置し、今後の普通交付税の推計等を基に、健全で安定的な行財政運営を行っていく上で、必要な対策について、継続的に検討を行っています。
また、町財政への影響額等をできるだけ的確に捉えて財政計画を作成し、事業の選択と計画性を高めるとともに、行政改革を積極的に行うことで安定した行政サービスを保てるように努めました。
- 町財政の健全化・効率化を図るため町税等収納率の向上、事務事業の見直し、定員の適正化など行政運営の転換を行い住民の信頼に応えなければなりません。

〔基本方針〕

交付税の減額を見据え、歳入・歳出の項目ごとの推計額をできるだけ的確に捉えた財政計画を作成し、事業の選択と、計画性の向上を図るとともに、行政改革を積極的に行うことで、安定した行政サービスを提供できるよう努めていきます。

〔主な施策の展開〕

- ① 効率的な財政運営の推進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
財政計画策定	町	改定
地方交付税対策会議の設置	町	設置

参 考 资 料

1. SDGs の 17 の目標

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3 (保健)	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4 (教育)	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6 (水・衛生)	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7 (エネルギー)	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 用語解説一覧

用語	解説
ア行	
あいサポーター	あいサポート運動（誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現することを目的）を実践していく方々を「あいサポーター（障がい者サポーター）」と呼ぶ
I C T（アイシーティ）	Information and Communication Technology の略。情報通信技術を表す I T に、コミュニケーションの概念を加えた言葉
I J Uターン（アイジェイユーターン）	Iターンは都市出身者が地方圏に就職・転職すること Jターンは都会に就学・就職していた人が、ふるさとの近くの都市で就職すること Uターンは都市などに就学・就職していた人が、ふるさとで就職すること
アプローチカリキュラム	就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適應できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前（5歳児の10月～3月）のカリキュラム
アーティスト・イン・レジデンス	各種の芸術制作を行う人物を一定期間ある土地に招聘し、その土地に滞在しながらの作品制作を行わせる事業のこと
RPA（アールピーエー）	「Robotic Process Automation /ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語で、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念のこと
S N S（エヌエヌエス）	social networking service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと
SDG s（エスディーエーゼズ）	「Sustainable Development Goals」の略語で持続可能な開発目標の意味。 2015年9月の国連サミットで全会一致により採択。「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため2030年を年限とする17の国際目標

用語	解説
LGBT (エルジービーティー)	LGBTとは「レズビアン (Lesbian、女性同性愛者)」、「ゲイ (Gay、男性同性愛者)」、「バイセクシュアル (Bisexual、両性愛者)」、「トランスジェンダー (Transgender、性別越境、性別違和)の頭文字をとった頭字語で、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ)の総称の一つ
AI (エーアイ)	人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと
カ行	
グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること
コミュニティスクール	学校運営協議会制度のこと 文部科学省では、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進しています
コワーキングスペース	「コワーキング」と呼ばれる共同利用型の仕事環境を実現するために用いられる場所のこと
サ行	
サテライト	英語の satellite (衛星) の音訳。「本体から離れて存在するもの」の比喩としてよく使われる。
スクリーニング	選択、選定、ふるい分けなどを意味する語。薬学、生物学、物理学などさまざまな分野で用いられる語
ストックマネジメント	既存の建築物 (ストック) を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な管理手法のこと
スポーツツーリズム	プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組みのこと
ソーシャルメディア	インターネット上で、人と人のつながりを促進させるWEBサイト
タ行	
DV (ディーブイ)	domestic violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと
ハ行	
バイオマス燃料	動植物が持つエネルギーを利用した燃料のこと

用語	解説
パークアンドライド	居住者が環境保護のため、駐車場のあるところまで来て、市内へ公共交通機関を利用すること
パブリックコメント	住民から意見提言を受けること
BCP（ビーシーピー）	「事業継続計画」の意。 企業の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたとき、重要業務を維持し早期に事業を再開するために、事前に行う対策と事後の復旧計画または取り組みのこと
5G（ファイブジー）	第5世代移動通信システムのこと。 国際電気通信連合によって、「高速大容量」「高信頼低遅延」「同時多接続」が、要件として定義されています
ブロードバンド	通信に用いる電気信号や電波、光信号などの周波数の幅（帯域幅）が相対的により広いこと。転じて、そのような広い周波数帯域を利用した、より高速・大容量な通信回線や通信方式のこと
ヤ行	
ユニバーサル教育	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のための教育」を意味し、幼児から高齢者まで、全ての人にとって効果的で使いやすい教育のことを言います
ラ行	
リモートセンシング	「離れた位置からセンシングすること」（遠隔からセンサーを使って感知すること）やその手法・技法・技術のこと
リユース	一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用することをいう環境用語
レジェンド	伝説あるいは伝説的人物という意味で用いられる表現。「この人を抜きにしては語れない」「生きた伝説」と言い得るような、偉大な功績をあげた人物を指す意味合いで用いられるが、ここでは、広く地域で伝統文化や特技等を有する人のことを言います
ワ行	
Wi-Fi（ワイファイ）	Wi-Fiは、無線でネットワークに接続する技術のこと
ワーク・ライフ・バランス	「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す
ワーケーション	「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語で、旅先で休暇を楽しみながら、テレワークも行う働き方を言います